

学校教育分野における障害を理由とする 差別の解消の推進に関するガイドライン

平成 2 8 年 3 月
福岡県教育委員会

はじめに

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められたものです。

福岡県教育委員会では、障害者に対する差別解消の取組を実効性のあるものとするために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領」を策定しました。

さらに、学校における教職員一人一人が、障害に対する理解と認識を深めるとともに、障害のある幼児、児童及び生徒に対して適切な指導を行うため本ガイドラインを作成しました。本ガイドラインには、障害のある幼児、児童及び生徒一人一人に応じた個別に提供される合理的配慮についての具体例や、特別支援教育を推進するための相談体制の整備及び必要な取組などを掲載しています。

各学校において、本ガイドラインを十分に活用していただき、障害のある幼児、児童及び生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実に努めていただきますようお願いいたします。

平成28年3月

福岡県教育委員会

目次

1	総論	1
2	趣旨	2
(1)	障害者差別解消法の制定の経緯	2
(2)	対象となる障害者	2
(3)	本ガイドラインの位置付け	2
3	不当な差別的取扱いについて	2
(1)	不当な差別的取扱いの基本的な考え方	2
(2)	正当な理由の判断の視点	3
4	合理的配慮について	3
(1)	合理的配慮の定義	3
(2)	合理的配慮と基礎的環境整備	4
(3)	合理的配慮の決定に当たっての基本的考え方	4
(4)	合理的配慮の決定方法について	4
(5)	合理的配慮の見直しについて	5
(6)	一貫した支援と合理的配慮について	5
5	合理的配慮の提供に当たって	6
(1)	合理的配慮を提供するための実態把握	6
(2)	合理的配慮の観点	6
(3)	学校における合理的配慮の具体例	6
6	特別支援教育を推進するための体制の整備及び必要な取組	7
(1)	特別支援教育コーディネーターの指名	7
(2)	特別支援教育に関する校内委員会の設置と相談体制	7
(3)	実態把握	8
(4)	関係機関との連携を図った個別の教育支援計画の作成と活用	8
(5)	個別の指導計画の作成	8
(6)	教員の専門性の向上	9
7	研修・啓発に関する留意点	9

資料

①	関係法令及び関係 Web サイト	10
②	相談体制	13
③	合理的配慮の観点（別表1）	14
④	学校教育分野における合理的配慮の具体例（別表2～11）	15
⑤	小・中・高等学校等における特別支援教育充実のための校内体制点検表、 小・中学校等の「通常の学級」におけるチェックリスト	25
⑥	「合理的配慮」に関するQ & A	27
⑦	合理的配慮リーフレット	32
⑧	障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領	37

学校教育分野における障害を理由とする 差別の解消の推進に関するガイドライン

福岡県教育委員会

1 総論

障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）のうち、教育分野について規定した第 24 条は、教育についての障害者の権利を認めることを明言し、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、障害者を包容する教育制度）及び生涯学習の確保を締約国に求めている（資料①・P10）。

これらは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

障害者基本法においては、第 4 条第 1 項において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と、また、同条第 2 項において「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」とされている（資料①・P11）。

さらに、国及び地方公共団体は、教育基本法第 4 条第 2 項において「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」とされている（資料①・P11）ほか、障害者基本法第 16 条第 1 項において「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」とされている。

学校教育分野においては、これらの規定も踏まえて権利条約等への対応のための取組が進められており、合理的配慮等の考え方も、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成 24 年 7 月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「中教審分科会報告」という。）に示されている。

なお、この中教審分科会報告に示された考え方は、特別支援教育の全体に関するものであり、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けて行う合理的配慮の提供にとどまらず、これらに基づく取組を推進することにより、当該意思の表明がない場合にも、適切と思われる配慮に関する建設的対話を働きかけるなどの自主的な取組も推進され、自ら意思を表明することが必ずしも容易ではない児童生徒等も差別を受けることのない環境の醸成につながることを期待される。

2 趣旨

(1) 障害者差別解消法の制定の経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として〔資料①〕・P12)、平成25年に制定された。

(2) 対象となる障害者

障害者差別解消法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

したがって、障害者差別解消法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

(3) 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下「文部科学省対応指針」という。）に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領〔資料⑧〕・P37、以下「福岡県教育委員会対応要領」という。）を踏まえ、学校教育分野において、教職員が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

また、本ガイドラインは、県立学校のみならず市町村立学校等においても、教育活動を行うに当たって参考となるよう作成したものである。

なお、本ガイドラインは、障害者差別解消法附則第7条の規定〔資料①〕・P12)又は同法の附帯決議に基づいて行われるこの法の見直し、障害者差別解消法の施行後の具体的な相談事例や裁判例等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3 不当な差別的取扱いについて

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

権利条約第2条において、「障害を理由とする差別」とは、「障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」とされている。

障害者差別解消法は、第7条第1項において、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している（資料①・P12）。

障害者差別解消法が禁止する障害者の権利利益の侵害とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害である。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

したがって、障害者を障害者でない者より優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）や、障害者差別解消法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

（2） 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である。正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

学校は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

4 合理的配慮について

（1） 合理的配慮の定義

権利条約第24条（教育）において、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とされている。

また、権利条約第2条の定義において、合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

上記の定義に照らし、中教審分科会報告において、合理的配慮とは、下記のとおり定義されている。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」。

(2) 合理的配慮と基礎的環境整備

障害のある幼児、児童及び生徒に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、「基礎的環境整備」とされている。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある幼児、児童及び生徒に対し、その状況に応じて、合理的配慮を提供する。

(3) 合理的配慮の決定に当たっての基本的考え方

中教審分科会報告においては、合理的配慮を行う前提として、学校教育に求めるものを以下のとおり整理している。

- (ア) 障害のある子供と障害のない子供が共に学び共に育つ理念を共有する教育
- (イ) 一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育（確かな学力の育成を含む）
- (ウ) 健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育
- (エ) コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育
- (オ) 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育
- (カ) 自己肯定感を高めていく教育

これらは、権利条約第24条第1項の目的である、

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- と方向性を同じくするものであり、合理的配慮の決定に当たっては、これらの目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

(4) 合理的配慮の決定方法について

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児、児童及び生徒の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別的教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏

まえ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。

学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。教育は、学校だけで行われるものではなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子供の健やかな成長はあり得ない。子供の成長は、学校において組織的、計画的に学習しつつ、家庭や地域社会において、親子の触れ合い、友達との遊び、地域の人々との交流等の様々な活動を通じて根づいていくものであり、学校・家庭・地域社会の連携とこれらにおける教育がバランスよく行われる中で豊かに育っていくものであることに留意する必要がある。

（５） 合理的配慮の見直しについて

合理的配慮の決定後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて合理的配慮を見直していくことが適当である。

また、合理的配慮は、障害者とその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要である。

（６） 一貫した支援と合理的配慮について

進学等の移行時においても情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要である。

具体的な引継ぎの方法としては、本県作成の「ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）」又は、同様の機能をもつ市町村作成の相談・支援ファイル等を活用することが望ましい。これらの引継ぎツールにより前在籍校等から提供された個別の情報に加え、児童及び生徒の観察及び学校間の連携により得た情報は、進学先において合理的配慮を決定するための個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するに当たっての貴重な情報になる。

また、発達や年齢に応じた配慮を意識することが必要である。幼児、児童及び生徒の精神面の発達を考慮して、家族や介助員の付添い等を検討する。また、年

齢に応じ、徐々に自己理解ができるようにし、その上で、自分の得意な面を生かし、苦手なことを乗り越える方法を身に付けられようにする。さらに、自己理解に加えて、状況に応じて適切に行動することができるように指導することも大切である。特に、知的発達に遅れがある場合には、小学校段階では基礎的な能力の育成、年齢が高まるにつれて社会生活スキルの習得に重点化するなど、卒業後の生活を見据えた教育を行うことが重要である。

高等学校については、入学者選抜が行われており、障害の状態等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して、一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることが必要である。また、自立と社会参加に向け、障害のある生徒に対するキャリア教育や就労支援の充実を図っていくことが重要である。

5 合理的配慮の提供に当たって

(1) 合理的配慮を提供するための実態把握

学校教育分野においては、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましい。具体的には、保護者と連携し、プライバシーにも留意しつつ、地方公共団体が実施する乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況、就学相談の内容を参考とすること、後述する校内委員会において幼児及び児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられる。

(2) 合理的配慮の観点

障害のある幼児、児童及び生徒については、障害の状態が多様なだけでなく、障害を併せ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあることから、時間の経過により必要な支援が異なることに留意する必要がある。また、障害の状態等に応じた合理的配慮を決定する上で、ICF（国際生活機能分類）を活用することが考えられる。

合理的配慮については、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて個別に提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難である。このことから、中教審分科会報告では、合理的配慮を提供するに当たっての観点を「合理的配慮の観点」として、① 教育内容・方法、② 支援体制、③ 施設・設備について、それぞれを類型化して示している（資料③・P14）。

(3) 学校における合理的配慮の具体例

学校における合理的配慮の代表的なものと考えられる例については、「教育支援資料（平成25年文部科学省）」に、障害種ごとに示されている（資料④・P15）。ただし、ここに示されているものは、あくまで例示であり、これ以外は合理的配慮として提供する必要がないということではない。また、例示されているすべての内容を合理的配慮として必ず提供しなければならないというものでもない。合理的配慮の決定に当たっては、4（4）に述べているとおり、各学校の設置者や

各学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度」の負担を個別に判断し、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間の共通理解を図る必要がある。

また、[資料④](#)・P15には、障害種別に応じた合理的配慮を例示しているが、複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別に例示している合理的配慮を柔軟に組み合わせることが適当である。

このほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」、福岡県教育センターが作成した「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実－合理的配慮の7 STEPS－」([資料⑦](#)・P34)などを参考とすることが効果的である。

6 特別支援教育を推進するための体制の整備及び必要な取組

学校教育法第81条第1項の規定により、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育を実施することとされている。

学校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備及び取組を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。なお、校内体制に整備に当たっては、校内体制点検表等([資料⑤](#)・P25)を活用するなど、様々な視点から特別支援教育の充実を図ることが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにしていって取り組んでいくことが重要である。

(1) 特別支援教育コーディネーターの指名

校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、(2)に述べる校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努める。

(2) 特別支援教育に関する校内委員会の設置と相談体制

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児、児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

校内委員会は、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教

論、対象の幼児、児童及び生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者などで構成する。

学校においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を最初に受け付けることが想定される。各学校は、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、学校の設置者である教育委員会が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

なお、[資料②](#)・P13 に示す相談体制を参考に対応することが望ましい。

(3) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児、児童及び生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の存在や状態を確かめることが重要である。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児、児童及び生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うことが重要である。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うことが必要である。

(4) 関係機関との連携を図った個別の教育支援計画の作成と活用

障害のある幼児、児童及び生徒に対しては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた個別の教育支援計画を活用した効果的な支援を進めることが重要である。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、特別な支援を必要とする児童生徒等に対する個別の教育支援計画を作成するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めることが重要である。

(5) 個別の指導計画の作成

障害のある幼児、児童及び生徒に対しては、それぞれの障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、個別の指導計画を活用した一層の指導の充実を進めることが重要である。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、特別な支援を必要とする児童生徒等に対する個別の指導計画を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めることが重要である。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校において、校内研修を実施したり、教員を校外研修に参加させたりすることなどにより専門性の向上に努めることが重要である。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めることが望ましい。

さらに、特別支援学校の教員については、特別支援学校教諭免許状の取得に努めることが求められる。

7 研修・啓発に関する留意点

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）は、地域住民等に対する啓発活動として、「障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である。」としている。

この周知・啓発において学校教育が果たす役割は大きく、例えば、障害者基本法第 16 条第 3 項にも規定されている障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒の交流及び共同学習は、障害のない幼児、児童及び生徒が障害のある幼児、児童及び生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場である。また、障害のある幼児、児童及び生徒の保護者、障害のない幼児、児童及び生徒の保護者ともに、このような学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができる。

学校においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児、児童及び生徒の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めることが重要である。

【関係法令】

○障害者の権利に関する条約 第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者(特に盲人、聾者又は盲聾者である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

○教育基本法 第4条

(教育の機会均等)

- 第4条** すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

○障害者基本法 第2条第1号・第4条・第16条

(定義)

- 第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(差別の禁止)

- 第4条** 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
 - 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(教育)

- 第16条** 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第1条・第7条・附則第7条

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

附則

(検討)

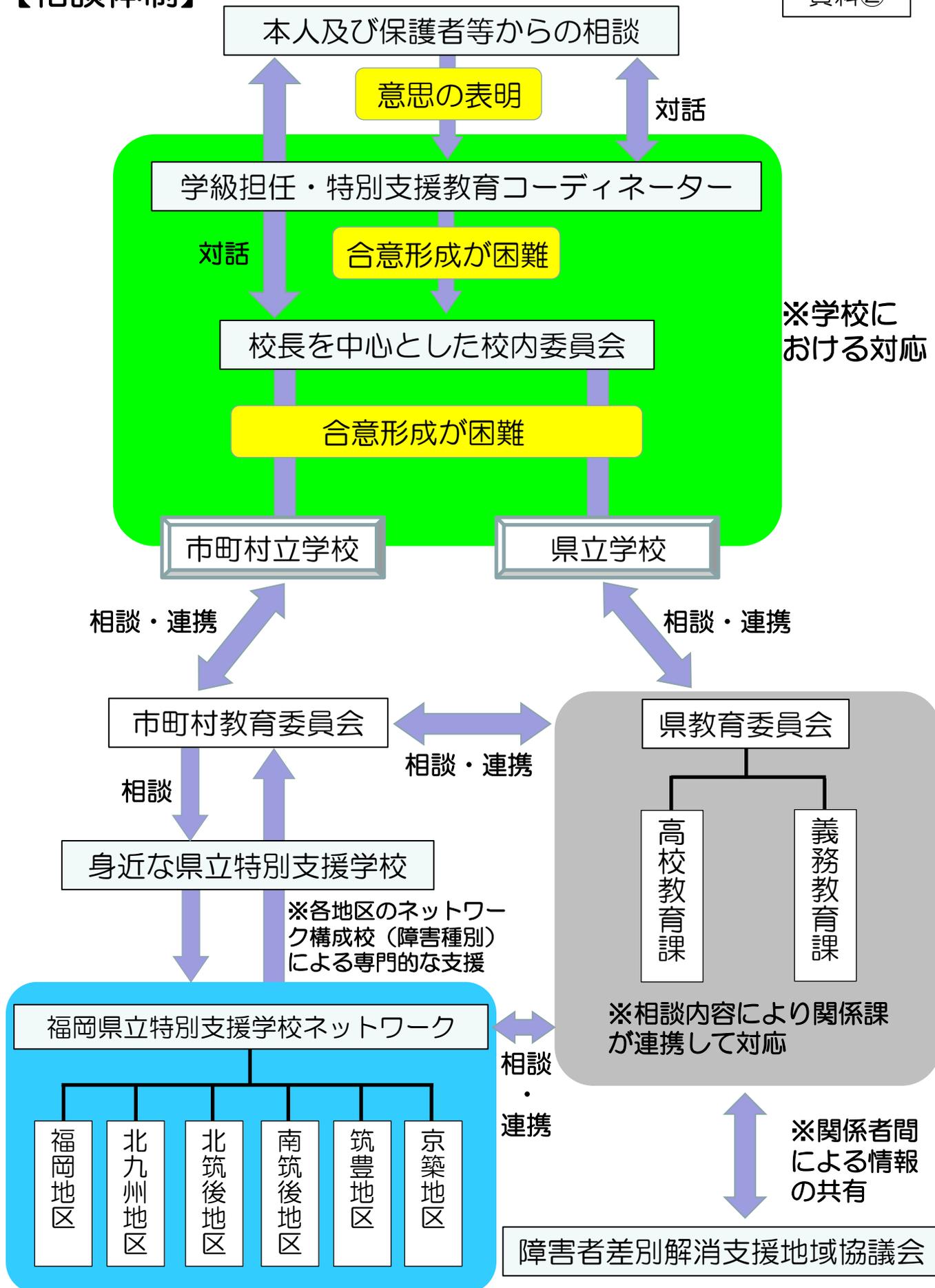
第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【関係 Web サイト】

- 「特別支援教育の推進について(通知)」 平成19年 文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」 平成24年 文部科学省
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chuyo3/044/houkoku/1321667.htm
- 「教育支援資料」 平成25年 文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm
- 「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- 「特別支援教育教材ポータルサイト」 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
<http://kyozai.nise.go.jp/>
- 「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実－合理的配慮の7 STEPS－」 福岡県教育センター
<http://www.educ.pref.fukuoka.jp/>

【相談体制】

資料②



<① 教育内容・方法> ※ 文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム

①-1 教育内容

構築のための特別支援教育の推進（報告）」から抜粋

【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。
【①-1-2】学習内容の変更・調整	認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

①-2 教育方法

【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT 及び補助用具を含む）の活用について配慮する。
【①-2-2】学習機会や体験の確保	治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。
【①-2-3】心理面・健康面の配慮	適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。 学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

<② 支援体制>

【②-1】専門性のある指導体制の整備	校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。 必要に応じ、適切な人的配置（支援員等）を行うほか、学校内外の教育資源（通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等）の活用や医療、福祉、労働等関係機関との連携を行う。
【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。
【②-3】災害時等の支援体制の整備	災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。

<③ 施設・設備>

【③-1】校内環境のバリアフリー化	障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。
【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。
【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。

学校教育分野における合理的配慮の具体例

資料④

※ 文部科学省「教育支援資料」から抜粋

障害種別の具体例〔視覚障害〕

別表2

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	<p>【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(視覚補助具の効果的な活用、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようになる等)</p> <p>【①-1-2】学習内容の変更・調整</p> <p>視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づいたり触感覚の併用、体育等における安全確保等)</p>
	①-2 教育方法	<p>【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。(聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真等)また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。(画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等)</p>
		<p>【①-2-2】学習機会や体験の確保</p> <p>見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。また、気付きにくい事柄や理解しにくい事柄(遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等)の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。</p>
		<p>【①-2-3】心理面・健康面の配慮</p> <p>自己の視覚障害を理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにするとともに、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくいときには自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。また、視覚に障害がある子供等が集まる交流の機会の情報提供を行う。</p>
観点② 支援体制	<p>【②-1】専門性のある指導体制の整備</p> <p>特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、点字図書館等地域資源の活用を図る。</p>	
	<p>【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>	
	<p>【②-3】災害時等の支援体制の整備</p> <p>見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。</p>	
観点③ 施設・設備	<p>【③-1】校内環境のバリアフリー化</p> <p>校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する。(廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する等)</p>	
	<p>【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>見えやすいように環境を整備する。(まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備(ブラインドやカーテン、スタンド等)必要に応じて教室に拡大読書器を設置する等)</p>	
	<p>【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p> <p>避難経路に明確な目印や照明を設置する。</p>	

障害種別の具体例〔聴覚障害〕

別表3

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	<p>【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段(身振り、簡単な手話等)の活用に関すること等)</p> <p>【①-1-2】学習内容の変更・調整</p> <p>音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示等)</p>
	①-2 教育方法	<p>【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用等)また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等)、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用等)</p>
		<p>【①-2-2】学習機会や体験の確保</p> <p>言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。(話合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導等)また、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。</p>
		<p>【①-2-3】心理面・健康面の配慮</p> <p>情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。また、通常の学級での指導に加え、聴覚に障害がある子供等が集まる交流の機会の情報提供を行う。</p>
観点② 支援体制	<p>【②-1】専門性のある指導体制の整備</p> <p>特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、子供のための交流会の活用を図る。</p>	
	<p>【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>	
	<p>【②-3】災害時等の支援体制の整備</p> <p>放送等による避難指示を聞き取ることができない子供に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。</p>	
観点③ 施設・設備	<p>【③-1】校内環境のバリアフリー化</p> <p>放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。(教室等の字幕放送受信システム等)</p>	
	<p>【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>教室等の聞こえの環境を整備する。(絨毯・畳の指導室の確保、行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示等)</p>	
	<p>【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p> <p>緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。</p>	

障害種別の具体例〔知的障害〕

別表4

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	<p>【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールを理解を促すための指導を行う。</p>
		<p>【①-1-2】学習内容の変更・調整</p> <p>知的発達の違いにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等)</p>
	①-2 教育方法	<p>【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>知的発達の違いに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。(文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等)</p>
		<p>【①-2-2】学習機会や体験の確保</p> <p>知的発達の違いにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。</p>
		<p>【①-2-3】心理面・健康面の配慮</p> <p>知的発達の違い等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊心や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。</p>
観点② 支援体制	【②-1】専門性のある指導体制の整備	<p>知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校(知的障害)のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。</p>
	【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	<p>知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子供等や教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>
	【②-3】災害時等の支援体制の整備	<p>適切な避難等の行動の仕方が分からず、混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。</p>
観点③ 施設・設備	【③-1】校内環境のバリアフリー化	<p>自主的な移動ができるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。</p>
	【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	<p>危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。</p>
	【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	<p>災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。</p>

障害種別の具体例〔肢体不自由〕

別表5

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例	
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	<p>【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>【①-1-2】学習内容の変更・調整</p>	<p>道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。(片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援等)</p> <p>上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更等)</p>
	①-2 教育方法	【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮	書字や計算が困難な子供に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子供にはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用等)
		【①-2-2】学習機会や体験の確保	経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。(新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする、車いす使用の子供が栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る等)
		【①-2-3】心理面・健康面の配慮	下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。(体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保等)
	観点② 支援体制	【②-1】専門性のある指導体制の整備	体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校からの支援を受けるとともに理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師等の医療関係者との連携を図る。
		【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。
【②-3】災害時等の支援体制の整備		移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。(車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等)	
観点③ 施設・設備	【③-1】校内環境のバリアフリー化	車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。(段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置等)	
	【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。(上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等)	
	【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。(車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器等)	

障害種別の具体例〔病弱〕

別表6

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例	
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	<p>【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。(服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応、必要に応じた休憩などの病状に応じた対応等)</p> <p>【①-1-2】学習内容の変更・調整</p> <p>病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。(習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更等)</p>	
	①-2 教育方法	【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮	<p>病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。(友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したりリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等)</p>
		【①-2-2】学習機会や体験の確保	<p>入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子供の教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。(視聴覚教材等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導、テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組等)</p>
		【①-2-3】心理面・健康面の配慮	<p>入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。(治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導等)</p>
	観点② 支援体制	【②-1】専門性のある指導体制の整備	<p>学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。(主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調把握のための保護者との連携、緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築)また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。</p>
		【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	<p>病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子供、教職員、保護者の理解啓発に努める。(ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病状とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解等)</p>
【②-3】災害時等の支援体制の整備		<p>医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、子供の病状に応じた支援体制を整備する。(病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な子供(心臓病等)が逃げ遅れないための支援等)</p>	
観点③ 施設・設備	【③-1】校内環境のバリアフリー化	<p>心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や子供が自ら医療上の処置(二分脊椎症等の自己導尿等)を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。</p>	
	【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	<p>病状の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。(色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム、相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設、落ち着けないときや精神状態が不安定なときの子供が落ち着ける空間の確保等)</p>	
	【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	<p>災害等発生時については病気のため迅速に避難できない子供の避難経路を確保する、災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。</p>	

障害種別の具体例〔言語障害〕

別表7

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行う。(一斉指導における個別的な発音の指導、個別指導による音読、九九の発音等の指導)
		【①-1-2】学習内容の変更・調整 発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。(教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等)
	①-2 教育方法	【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮 発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。(筆談、ICT機器の活用等)
		【①-2-2】学習機会や体験の確保 発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う。
		【①-2-3】心理面・健康面の配慮 言語障害のある子供が集まる交流の機会の情報提供を行う。
観点② 支援体制	【②-1】専門性のある指導体制の整備 言語障害の専門家(S T 等)との連携による指導の充実を図る。	
	【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 言語障害について、子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。	
	【②-3】災害時等の支援体制の整備 発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。	
観点③ 施設・設備	【③-1】校内環境のバリアフリー化	
	【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 施設・設備については基本的には他の子供と共通の配慮を要する。	

障害種別の具体例〔情緒障害〕

別表8

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例	
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	<p>【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>【①-1-2】学習内容の変更・調整</p>	<p>社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫する。</p> <p>心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮する。</p>
	①-2 教育方法	【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮	場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるように配慮する。
		【①-2-2】学習機会や体験の確保	治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。
		【①-2-3】心理面・健康面の配慮	情緒障害のある子供等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等）
	観点② 支援体制	【②-1】専門性のある指導体制の整備	情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深められるようにする。
【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮		他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること等について、周囲の子供や教職員、保護者への理解啓発に努める。	
【②-3】災害時等の支援体制の整備		情緒障害のある子供は、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。	
観点③ 施設・設備	【③-1】校内環境のバリアフリー化	安心して自主的な移動ができるように、特別教室への導線などを分かりやすくする。	
	【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。	
	【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。	

障害種別の具体例〔自閉症〕

別表9

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例
観点①	①―1 教育内容	【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等）
		【①-1-2】学習内容の変更・調整 自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等）
	①―2 教育方法	【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮 自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細かな制作等に苦手が目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
【①-2-2】学習機会や体験の確保 自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行う。		
【①-2-3】心理面・健康面の配慮 情緒障害のある子供の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊心や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等）また、自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。		
観点②	支援体制	【②-1】専門性のある指導体制の整備 自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。
		【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子供や教職員、保護者への理解啓発に努める。
		【②-3】災害時等の支援体制の整備 自閉症や情緒障害のある子供は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。
観点③	施設・設備	【③-1】校内環境のバリアフリー化 自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。
		【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。
		【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

障害種別の具体例〔学習障害〕

別表10

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	<p>【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。(文字の形を見分けることができるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価等)</p>
		<p>【①-1-2】学習内容の変更・調整</p> <p>「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等)</p>
	①-2 教育方法	<p>【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。(文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等)</p>
		<p>【①-2-2】学習機会や体験の確保</p> <p>身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。(体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等) また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。</p>
		<p>【①-2-3】心理面・健康面の配慮</p> <p>苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。(文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等)</p>
	観点② 支援体制	<p>【②-1】専門性のある指導体制の整備</p> <p>特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。</p>
<p>【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>		
<p>【②-3】災害時等の支援体制の整備</p> <p>指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。(具体的で分かりやすい説明、不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続等)</p>		
観点③ 施設・設備	<p>【③-1】校内環境のバリアフリー化</p>	
	<p>【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。(余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすいような表示等)</p>	
	<p>【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p>	

障害種別の具体例〔注意欠陥多動性障害〕

別表11

合理的配慮の観点		合理的配慮の具体例
観点① 教育内容・方法	①-1 教育内容	<p>【①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。(自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用等)</p>
		<p>【①-1-2】学習内容の変更・調整</p> <p>注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(学習内容を分割して適切な量にする等)</p>
	①-2 教育方法	<p>【①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。(掲示物の整理整頓・精選、目を合わせたの指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等)</p>
		<p>【①-2-2】学習機会や体験の確保</p> <p>好きなものと関連付けるなど興味・関心がもてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。</p>
	<p>【①-2-3】心理面・健康面の配慮</p> <p>活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。(十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保等)</p>	
観点② 支援体制	【②-1】専門性のある指導体制の整備	<p>特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。</p>
	【②-2】子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	<p>不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>
	【②-3】災害時等の支援体制の整備	<p>落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む(項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防等)</p>
観点③ 施設・設備	【③-1】校内環境のバリアフリー化	
	【③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	<p>注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。(余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置等)</p>
	【③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	<p>災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。</p>

	項目	3段階	2段階	1段階
1	校内委員会の設置	<input type="checkbox"/> 管理職も含めた校内委員会が定期的開催され、事例検討（ケース会議）が行われている。	<input type="checkbox"/> 管理職も含めた校内委員会が設置されており、確実に開催されている。	<input type="checkbox"/> 管理職も含めた校内委員会が設置されている。
2	特別支援教育コーディネーターの指名	<input type="checkbox"/> 校務分掌への位置付けや職務内容等が、全職員や保護者に明らかになっている。	<input type="checkbox"/> 校務分掌への位置付けや職務内容等が、全職員に明らかになっている。	<input type="checkbox"/> 指名され、校務分掌に明確な位置付けがある。
3	相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーターや校内委員会が適切に相談に応じている。	<input type="checkbox"/> 校内の相談体制について職員間で共通理解がなされている。	<input type="checkbox"/> 相談窓口を設置している。
4	実態把握と個別の教育支援計画等の作成	<input type="checkbox"/> 指導の方針（合理的配慮や関係機関等）が示された個別の教育支援計画等が作成されている。	<input type="checkbox"/> 実態把握に基づき、合理的配慮について保護者との合意形成を図っている。	<input type="checkbox"/> 全校児童生徒等を対象とした実態把握を行っている。
5	個別の指導計画の作成・活用	<input type="checkbox"/> 教職員の共通理解に基づいた個別の指導計画等を作成し、指導に活用している。	<input type="checkbox"/> 障害のある児童生徒等の個別の指導計画等を作成している。	<input type="checkbox"/> 障害のある児童生徒等の指導上の配慮事項等に関する情報交換を行っている。
6	個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価	<input type="checkbox"/> 行った配慮等について、個別の教育支援計画等に基づき校内委員会等で評価・改善している。	<input type="checkbox"/> 行った配慮等について、個別の教育支援計画等に基づき評価・改善している。	<input type="checkbox"/> 障害のある児童生徒等に対して行った配慮等について評価・改善している。
7	異校種間の連携（小中、中高、高大）	<input type="checkbox"/> 連絡会等が開催されており、個別の教育支援計画等に基づいた情報交換が行われている。	<input type="checkbox"/> 連絡会等が開催されており、障害のある児童生徒等についての情報交換を行っている。	<input type="checkbox"/> 障害のある児童生徒等について、個別に情報交換を行っている。
8	専門機関との連携	<input type="checkbox"/> 就職支援や相談支援等に関する専門機関との間で、個別の教育支援計画等に基づいた連携を図っている。	<input type="checkbox"/> 就職支援や相談支援等に関する専門機関（例えば、発達障害者支援センター）との連携を図っている。	<input type="checkbox"/> 巡回相談や特別支援学校、スクールカウンセラー等の特別支援教育に関する専門家の活用を行っている。
9	校内研修の実施	<input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する授業に基づいた校内研修や巡回相談が実施されている。	<input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する事例をとおした校内研修や巡回相談が実施されている。	<input type="checkbox"/> 特別支援教育の理解を深める講話等の校内研修が実施されている。
10	職員への理解啓発	<input type="checkbox"/> 特別支援教育に係る重要な内容については、全職員に資料配布等行い、情報の共有を図っている。	<input type="checkbox"/> 研修会で得た情報を全職員に情報提供している。	<input type="checkbox"/> 研修会で得た情報を関係職員で共有している。
11	保護者への理解啓発	<input type="checkbox"/> 学校説明や保護者研修会等の際に、全ての保護者を対象とした特別支援教育に関する理解啓発を行っている。	<input type="checkbox"/> 特別支援教育の推進について、学校便り等で知らせている。	<input type="checkbox"/> 対象児童生徒等の保護者に対して、個別連絡をとっている。

○小・中学校等の「通常の学級」におけるチェックリスト(担任用)

学校 年 組 担任()

	特別支援教育を推進するための観点	実行 できている	実行 できていない
1	障害の有無に関わらず、全ての児童生徒等にとってわかりやすい授業づくりに努めている。		
2	学級内で合理的配慮が必要な児童生徒等の実態把握に努めている。		
3	2の児童生徒等の支援に関して、保護者との連携に努めている。		
4	2の児童生徒等の支援に関して、特別支援教育コーディネーターとの連携に努めている。		
5	2の児童生徒等に対する個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成している。		
6	2の児童生徒等の支援内容・方法の引継ぎを確実にしている。		
7	交流及び共同学習の際、在籍学級(特別支援学校、特別支援学級)の担当者との連携に努めている。		
8	校内委員会の機能やメンバーについて知っている。		
9	学級内で合理的配慮を必要とする保護者等について把握している。		
10	学級経営案の経営の重点として「特別支援教育の推進」等を位置付けている。		

「合理的配慮」に関するQ&A

資料⑥

※ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」Q&Aから抜粋

Q1 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係はどうなっていますか？

「合理的配慮」とは、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。

また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことに留意する必要があります。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1), (2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q2 特別支援教育において行われてきた配慮と「合理的配慮」の関係はどうなっていますか？

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、これまでも、学校の設置者及び学校においては、障害のある子供に対して必要な変更・調整が行われてきたところです。

報告では、学校教育において行われてきたこれらの配慮について、「合理的配慮」の観点として改めて整理を行っています。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【1-(2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q 3 「合理的配慮」における「均衡を失した」又は「過度の」負担の判断基準は何ですか？

「合理的配慮」における「均衡を失した」又は「過度の」負担について、一律の判断基準があるものではありません。「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなり、その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要があります。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1), (2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q 4 学校における「合理的配慮」の提供はどのように決定されますか？

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の子供の状態把握を行う必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望まれます。また、個別の指導計画にも活用されることが望まれます。

「合理的配慮」の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間の共通理解を図る必要があります。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1), (3)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q 5 学校において提供する「合理的配慮」は、どのように見直していくことが必要ですか？

「合理的配慮」の具体的内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、必要に応じて適時見直しを行うことが必要です。「合理的配慮」の決定後も、子供一人一人の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であり、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて「合理的配慮」を見直していくことが適当です。

参考: 中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q 6 「合理的配慮」の内容について、個別の教育支援計画や個別の指導計画への記載は必要ですか？

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等子供の状態把握を行う必要があります。

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望まれます。また、個別の指導計画にも活用されることが望まれます。

参考: 中教審初等中等教育分科会報告【3-(1)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q 7 学校・教育委員会が、「合理的配慮」を提供する際に、保護者に協力等を求めることはできますか？

「合理的配慮」の具体的内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、その提供に際して必要な範囲で保護者等の協力を求めることは、必ずしも否定されるものではありませんが、報告においては、「設置者及び学校が決定するに当たっては、本人及び保護者と、個別の教育支援計画を作成する中で、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。例えば、設置者及び学校が、学校における保護者の待機を安易に求めるなど、保護者に過度の対応を求めることは適切ではない。」とされており、このことを踏まえ、適切に検討をすることが必要です。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1), (3)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q 8 障害のある子供の就学に際して、教育的ニーズと必要な支援について、学校・教育委員会と保護者が、合意形成を図る上で留意すべきことは何ですか？

障害のある子供への教育においては、それぞれの子供が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点となります。

その上で、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。

参考：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料」(平成 25 年 10 月)【第 2 編】

http://inclusive.nise.go.jp/?action=common_download_main&upload_id=181

Q 9 学校・教育委員会が、特定の子供に「合理的配慮」を提供するときに、他の子供に対して留意することはありますか？

「合理的配慮」は、障害のある子供に対して提供されるものですが、その実施にあたっては、周囲の子供への対応やその保護者への理解啓発にも留意することが重要です。

多様な子供達が学ぶ学校において個々に応じた様々な「合理的配慮」をスムーズに提供するためには、毎日の指導の中で、障害の有無のみならず一人一人の多様性を受け容れられる学級集団とすることが大切です。

障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、障害に対する適切な知識を得る機会を提供するとともに、バランスのとれた自己理解、達成感の積み重ねから得られる自己肯定感、自己の感情等を管理する方法を身に付けつつ、他者理解を深めていくことが適当であり、子供の多様性を踏まえた学級づくりや学校づくりが望まれます。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【1-(2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

Q 10 子供が転校する場合、転入先の学校においても、同様な「合理的配慮」を提供する必要があるのでしょうか？

障害のある子供に対する一貫した支援のためには、移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要であり、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、「合理的配慮」の引継ぎを行うことが必要です。

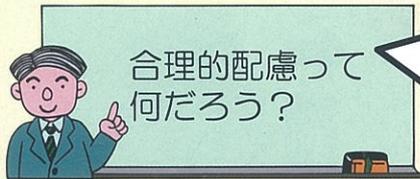
ただし、「合理的配慮」の具体的内容は、個別の状況に応じて判断・決定されるものであり、子供が転校する場合に、その前後において提供される「合理的配慮」が必ずしも同一であるとは限りません。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なり得ることとなります。

なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

参考：中教審初等中等教育分科会報告【3-(1), (2)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

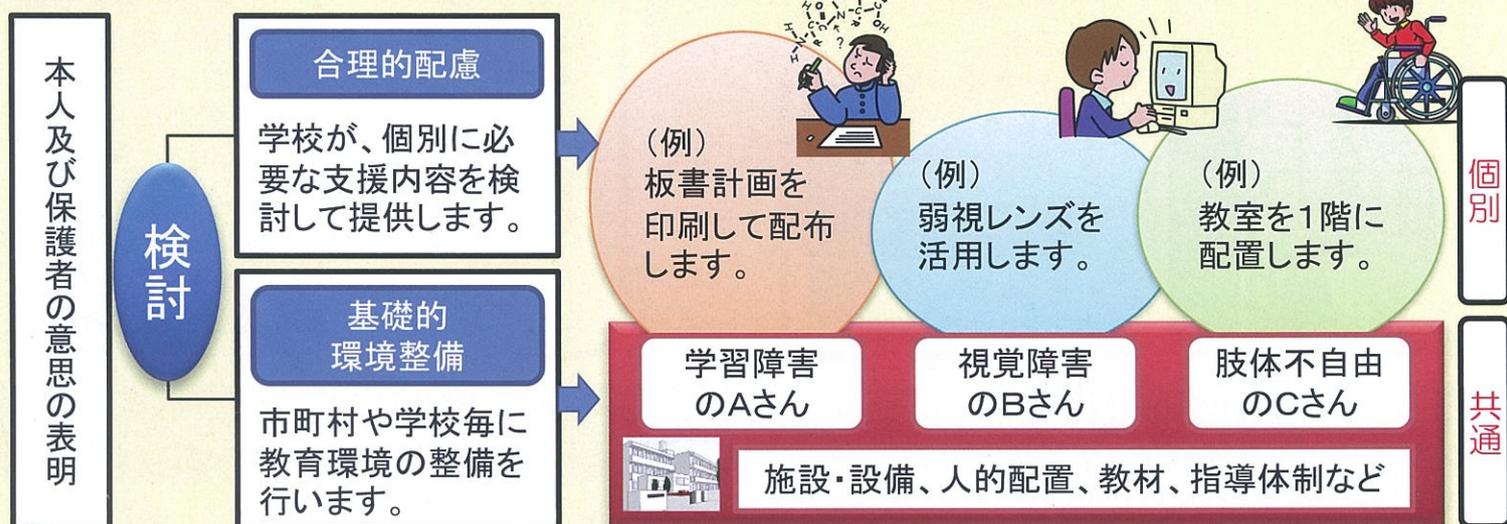
全ての学校で、配慮を要する子供に「合理的配慮」を提供しましょう！



合理的配慮とは、障害のある子供が、ほかの子供と平等に教育を受けることができるように、設置者(教育委員会)や学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことです。一人一人の子供の障害の状況や教育的ニーズに応じて、個別に内容を決定し提供することが大切です。

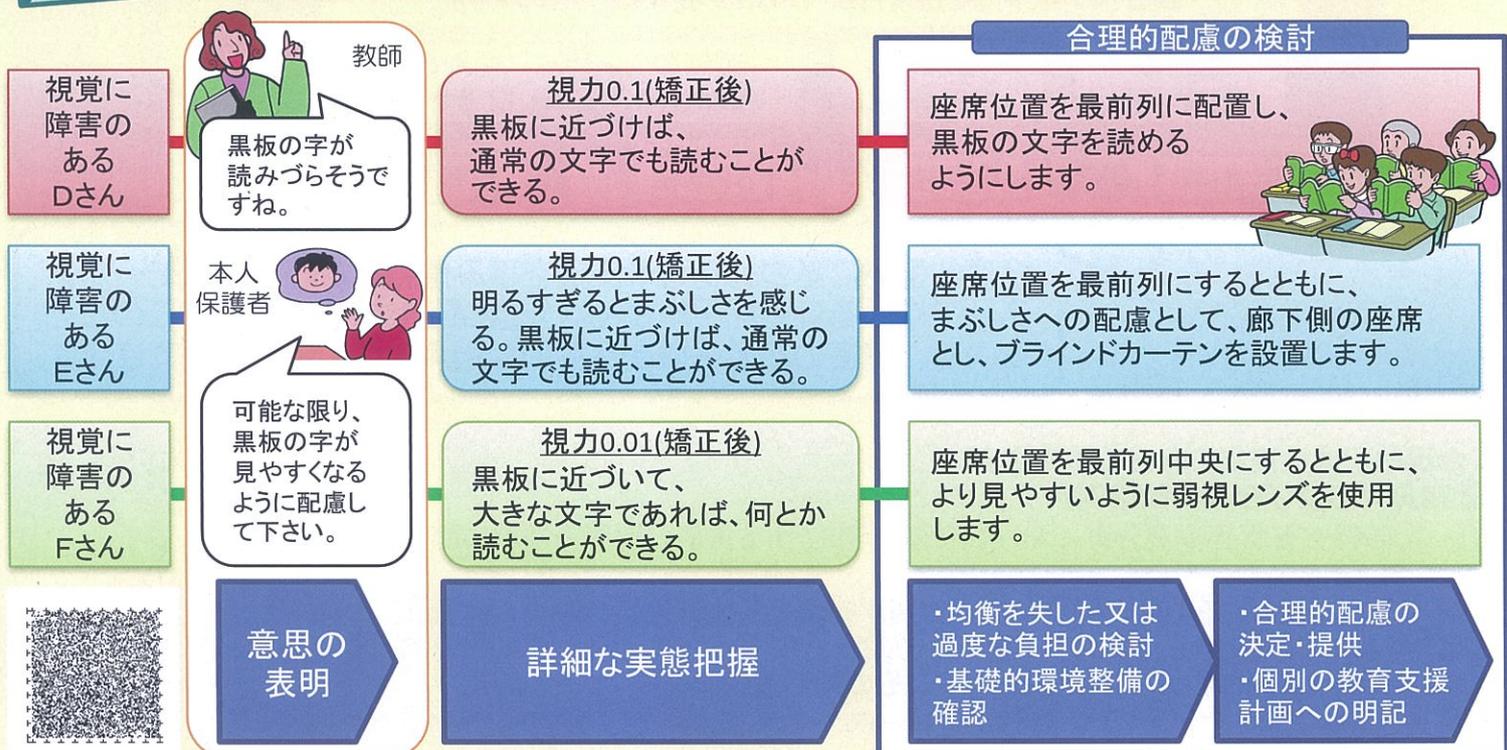
Point.1

自校の基礎的環境整備を基に、個別に必要な支援内容を考えます。



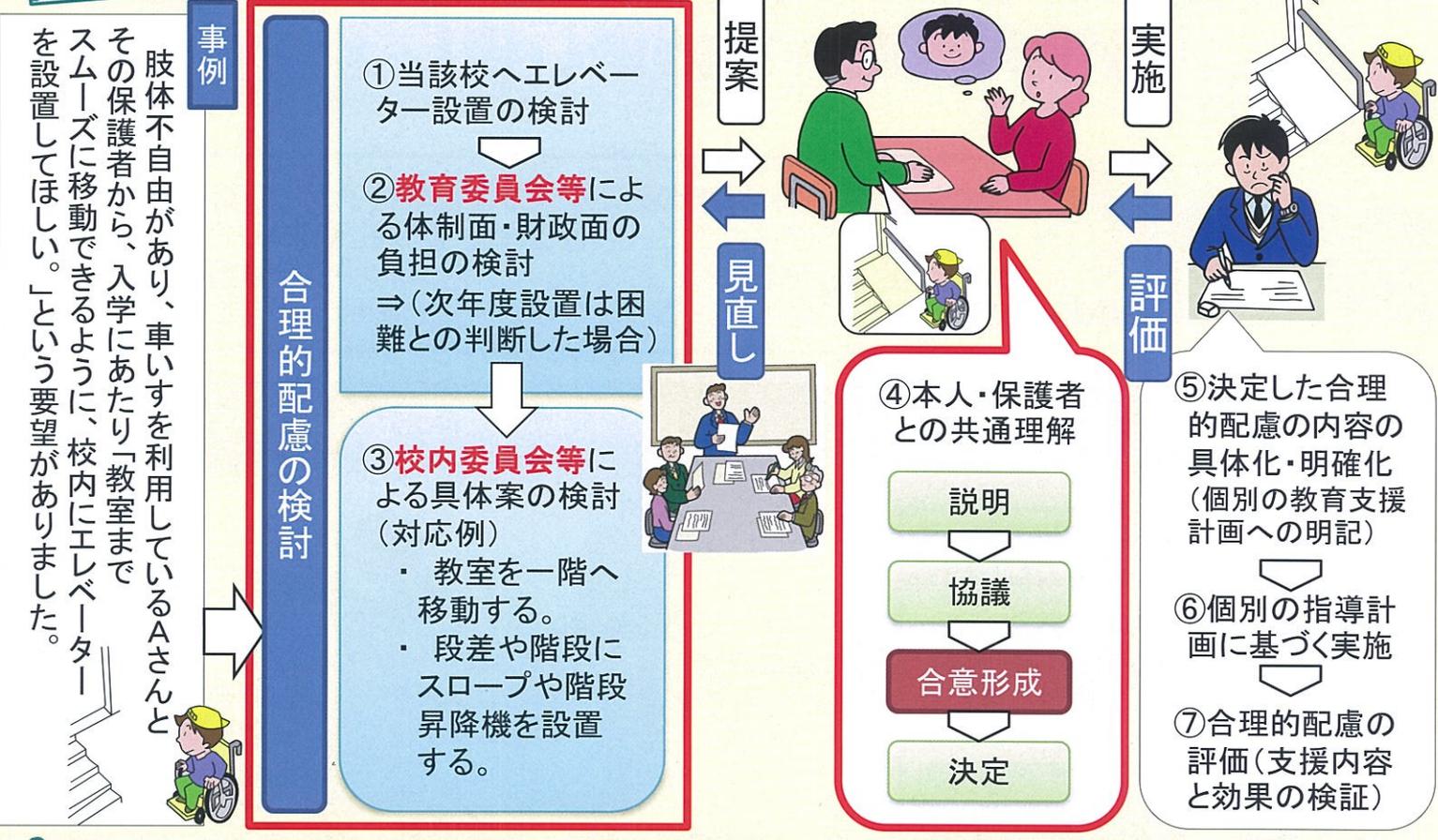
Point.2

合理的配慮は、一人一人の実態から具体的かつ適切に検討します。



Point.3

合理的配慮を提供するまでのプロセスを大切にしましょう。



Point.4

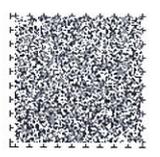
合理的配慮を次の学校等に引継ぎ、系統性のある支援を目指しましょう。



「系統性のある支援」の効果は何ですか？

合理的配慮に基づく指導や支援を積み重ねることで、スモールステップによる計画的・継続的な支援が可能になります。このことにより、障害のある子供を長期的な視点で育てることができます。

- <合理的配慮の提供のための参考資料>
- 【教職員対応及び合理的配慮例】
- ① 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)
 - ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する福岡県教育委員会職員対応要領
 - ③ 学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン(福岡県版)
- 【合理的配慮実践事例、基礎的情報、Q&A、その他関連情報】
- インクルーシブ教育システム構築支援データベース(国立特別支援教育総合研究所HP)



インクルーシブ教育システムの構築に向けた 特別支援教育の充実

— 合理的配慮提供の7 STEPS —

「インクルーシブ教育システム」とは？

インクルーシブ教育システムとは、以下のように定義されています。

人間の多様性の尊重の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするこの目的の下、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組み

障害者の権利に関する条約 第24条より

つまり、障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができることや、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しているものであると言えます。

「インクルーシブ教育システム」を構築するためには？

インクルーシブ教育システムを構築するためには、それぞれの児童生徒が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかが、本質的な視点であり、そのための環境整備が必要であると言えます。この環境整備に当たるものが、「合理的配慮の提供」と「基礎的環境整備」です。

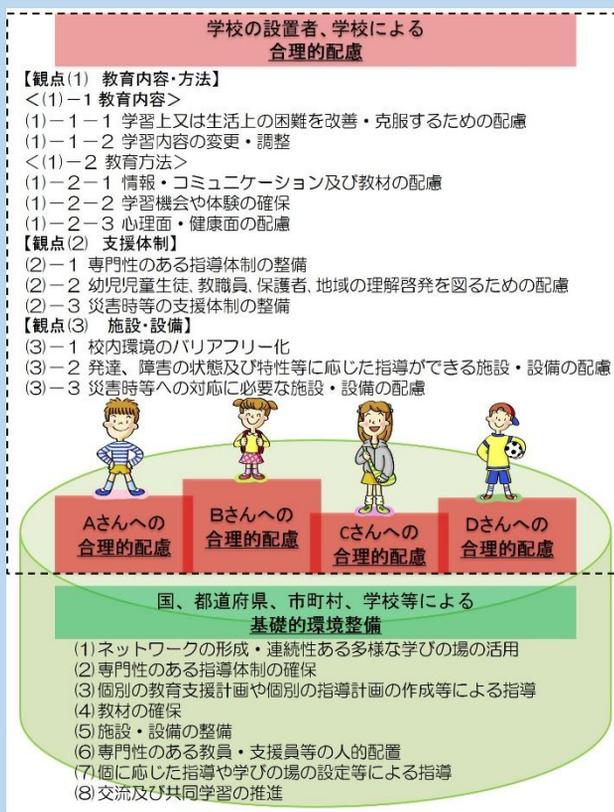
「合理的配慮の提供」と「基礎的環境整備」

「合理的配慮の提供」と「基礎的環境整備」の関係は、右のようになっています。児童生徒へ個別に提供される「合理的配慮」の内容は、共通の「基礎的環境整備」の状況に応じて決定されます。

また、特別支援学校、特別支援学級、通常学級など、それぞれの学びの場における基礎的環境整備の状況により、どのような合理的配慮を提供するか検討することも必要です。

本調査研究では、合理的配慮を提供する際の手順・方法を、7つのステップを通して明らかにしています。「基礎的環境整備」「多様な学びの場の連続性」など、インクルーシブ教育システムの全体像から合理的配慮を検討していきます。

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、合理的配慮を提供する手順・方法をつかんでいきましょう。



次ページから、合理的配慮提供の7つのステップを紹介します。



すぐにできる！

合理的配慮の提供を、具体的な手順や方法で示しています。

※詳細は、「①手順編」を御参照ください。

すぐにわかる！

①～⑤の冊子、データベースをダウンロードしてすぐに活用できます。

① 手順編

STEP1

インクルーシブ教育システムについての理解

STEP2

障害についての理解と実態把握

STEP3

本人・保護者の要望の把握

STEP4

要望の内容について校内委員会での検討

STEP5

合理的配慮の決定、個別の教育支援計画への明記
個別の指導計画への活用

STEP6

合理的配慮の提供
・日常生活 ・授業 ・学校行事

STEP7

合理的配慮の評価・見直し

理解しよう

STEP 1・2

□校内委員会や校内研修で理解を深めます。

- ・インクルーシブ教育システムについての研修
 - ・対象児童生徒の障害に関する研修
 - ・校内での支援体制についての共通理解
 - ・地域や関係機関との連携の仕方の確認
- 等



② 総論編

③ 障害種編

決定しよう

STEP 3

- 引継ぎ資料（ふくおか就学サポートノート、個別の教育支援計画、個別の指導計画など）、面談等をもとに、本人・保護者の要望を把握します。
- 要望の内容は、文書化します。

STEP 4

□要望の内容について、校内委員会等で以下のような観点から検討します。

- ・均衡を失した、または過度の負担がないか（予算面、体制面等）
 - ・何を優先するか
 - ・法令違反になっていないか
- 等



□基礎的環境整備が十分でない場合や、要望の内容が理にかなっていない場合は、他の手段で補うことができないか、校内委員会等で検討します。

STEP 5

- 保護者と合意形成し、決定した合理的配慮を、個別の教育支援計画へ明記します。
- 「1日」「学期」「年間」などの時間軸に沿って、合理的配慮をいつ、誰が提供するか具体化して、個別の指導計画に活用します。

④ データベース

⑤ 実践編

提供しよう

STEP 6

- 職員間で組織的に提供をします。
- 個の実態や困難さに応じた提供をします。

STEP 7

- 合理的配慮を提供している時の姿や提供した後の変容を記録します。
- 校内委員会等での評価・見直しや、本人・保護者との確認をします。



※「⑤実践編」は、平成28年度末に公開予定です。

これらがあれば、さらに詳しくわかります！

以下の冊子やデータベースを活用してください。

①手順編 合理的配慮提供の「7つのステップ」の全体像がわかります。

合理的配慮提供の7つのステップについて、各段階でのポイントや具体的な手順・方法がわかります。まずはこれを読んで、合理的配慮提供までの全体像を捉えましょう。

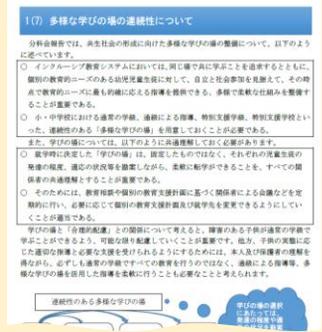
②総論編

STEP1で活用できます。

○基本的な内容を知りたいときに ○校内研修での資料として

インクルーシブ教育システムに関する基本的な内容をわかりやすくまとめています。右のことが知りたい方は、読んでみましょう。

- ・インクルーシブ教育システムの動向について
- ・「基礎的環境整備」とは
- ・「合理的配慮」とは
- ・多様な学びの場の連続性について



③障害種編

STEP2で活用できます。

○障害の概要について知りたいときに ○支援のポイントを知りたいときに

右の9つの障害種について、概要や実態把握の仕方、支援のポイントが分かります。児童生徒の障害について、理解を深めましょう。

- 視覚障害 聴覚障害 知的障害
- 肢体不自由 病弱・身体虚弱
- 言語障害 自閉症・情緒障害
- 学習障害
- 注意欠陥/多動性障害



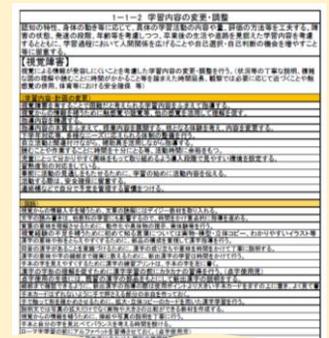
④データベース

STEP3～STEP7で活用できます。

○提供する合理的配慮を検討するときに ○変更・調整を検討するときに

障害種別に、合理的配慮の3観点11項目別に、合理的配慮の具体例を示しています。

福岡県内の公立学校での事例を基に、写真も含めてわかりやすく紹介しています。



⑤実践編 STEP3～STEP7で活用できます。 ○授業づくりの方法を知りたいときに

特別支援学校や特別支援学級での授業実践、通常学級との交流及び共同学習の実践事例などをまとめます。STEP 2～7を通した、合理的配慮の決定から提供までの実際がわかります。
※「⑤実践編」は、平成28年度末に公開予定です。

①～④は、福岡県教育センターのホームページからダウンロードできます。

<http://www.educ.pref.fukuoka.jp/>

福岡県教育センター

検索

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する職員(以下「職員」という。)による障害者に対する差別の解消の取組を実効性あるものとするために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁の相互作用により、暮らしや生活に何かしらの問題(支障)を感じているものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第 3 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、当該障害者の権利利益を侵害してはならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮)

第 4 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を誠実に行之、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

- 2 教育委員会は、職員が合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- 3 教育委員会及び職員は、前二項に規定する合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の留意事項)

第 5 条 職員は、合理的配慮を行うに当たり、障害者の意見を聞き、対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、代替措置の選択も含め、柔軟に対応するものとする。

- 2 合理的配慮は、教育委員会がその事務又は事業を行うに当たり、障害者と障害者でない者に同等な機会を提供することを目的としており、教育委員会が行うその事務又は事業の目的、内容又は機能の本質的な変更には及ばない。
- 3 職員は、社会的障壁の除去の実施方法及び内容については、次に掲げる要素を考慮し、具体的場面及び状況に応じて、客観的かつ総合的に判断するものとする。
 - 一 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か)
 - 二 物理的若しくは技術的制約又は人的若しくは体制上の制約を考慮した実現可能性の程度
 - 三 費用又は負担の程度

- 4 職員は、前項の規定により、社会的障壁の除去の実施が困難であると判断する場合においては、障害者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 5 教育委員会がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託する場合には、委託の条件に、この訓令を踏まえた合理的配慮を行うことについて盛り込むよう努めなければならない。
- 6 教育委員会は、障害種別ごとの合理的配慮の考え方並びにポイント及び事例並びに学校等における合理的配慮等の具体例を別に定めて例示するものとする。なお、職員が合理的配慮を行うに当たっては、当該事例のみに限られるものではなく、当該事例を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、柔軟に対応しなければならない。

(分野別の留意点)

第6条 教育委員会は、所管事業の分野別に留意点を別に定める。

- 2 職員は、前条各項に定める合理的配慮を行うに当たり、前項の留意点についても配慮しなければならない。

(研修及び啓発)

第7条 教育委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 前項に規定する研修は、職員とその監督者（職員のうち、部下の職員を管理監督する地位にある職員で、係長又は係長相当職以上の職にある者をいう。以下同じ。）である職員に対して、基本的事項及び求められる役割について理解させるために実施する。
- 3 教育委員会は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等を活用することにより、意識の啓発を図るものとする。

(相談体制の整備)

第8条 教育委員会は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、別に定める相談窓口を置く。

- 2 前項に規定する相談窓口で相談を受ける場合においては、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、筆談、要約筆記、手話など障害者が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項に規定する相談窓口に寄せられた相談は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、法第17条第1項の規定により県が組織する障害者差別解消支援地域協議会を通じて、関係者間で情報共有を図るものとする。
- 4 教育委員会は、第1項に規定する相談窓口について、必要に応じ充実を図るよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第9条 監督者は、次に掲げる事項を行うことによって、合理的配慮がなされるよう環境の整備を図り、障害を理由とする不当な差別的取扱いが行われないようにしなければならない。

- 一 部下の職員に対する日常の執務を通じた指導により、障害を理由とする差別の解消に関し、当該職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者及びその家族その他の関係者から合理的配慮がなされないことに対する相談又は苦情の申出があった場合においては、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合においては、部下の職員に対して、合理的配慮を適切に行うよう指導すること。

- 2 監督者は、部下の職員が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し障害を理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮を怠った場合においては、速やかに、これらを是正する措置の実施又は指示指導を行わなければならない。
- 3 監督者は、前二項のほか、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分)

第 10 条 職員が、障害者に対し、その事務又は事業を行うに当たり障害を理由とする不当な差別的取扱いを行い、又は、合理的配慮を著しく怠った場合であって、これらを是正するため当該職員の監督者が行った指示指導に従わず、なお態度を改めないときは、当該職員は懲戒処分に付されることがある。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（要領第5条第6項関係）

合理的配慮は以下の事例のみに限られるものではなく、状況によっては異なった対応を求められる場合もある。各事例を踏まえ、障害者の性別、年齢、障害の状態などに応じて、柔軟に対応しなければならない。

障害種別	考え方	ポイント・事例
共通	<p>1 対応の基本</p> <p>① 障害の種類や程度は個人差があり様々です。また、障害の種類や程度が同じでも、障害の現れ方は一律ではなく、複数の障害を併せ持つ場合もあります。個人の障害の状態に応じた対応をそれぞれ検討してください。</p> <p>② 同じ障害種別でも感じ方はそれぞれであり、マニュアル的な対応にならないようコミュニケーションの取り方に配慮してください。</p> <p>③ 外見からは障害が分からない場合があります。体のきつさや障害者の直面する社会的障壁に周りの人が気付いていないことがあることを理解してください。</p> <p>④ 障害者本人（又は保護者）が自らの（又は子どもの）障害に対して、どのような認識を持っているのかを丁寧に聞き取り、配慮してほしいこと・しなくていいこと等、当事者の意に沿って対応するように配慮してください。</p>	<p>1 パンフレットを渡すとき 配架棚の高い所に置かれたパンフレットを取って渡し、パンフレットの位置をわかりやすく伝えます。</p> <p>2 案内のとき 目的の場所まで案内するときは、相手の歩行速度に合わせた速度で歩き、前後・左右・距離の位置取りについて、相手の希望を聞きます。</p> <p>3 座席決めるとき</p> <p>① その人の障害の状態から、頻繁に席を離れる必要があるときは、会場の座席位置を扉付近にします。</p> <p>② スクリーンが見えづらいときは、スクリーンがよく見えるよう、スクリーンに近い席を確保します。</p> <p>4 疲れがみてとれるとき 疲労を感じた方から、別室での休憩の申し出があったときは、別室での休憩をすすめます。別室の確保が困難であったときは、その方に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを作ることに努めます。</p> <p>5 意思の確認のとき</p> <p>① 同伴者がいても本人の意思はできるだけ本人に確認することが大切です。時間がかかっても本人から話を聞いてください。</p> <p>② 状況に応じ、絵カードや文字カードなどの選択肢を活用して意思を確認します。</p> <p>6 説明するとき 相手にわかりやすい説明を心がけ、状況に応じて、比喩、暗喩、二重否定表現を用いないようにします。</p> <p>7 順番を待たせているとき</p> <p>① 状況に応じて、周りの人に理解を求め、手続き順を入れ替えます。</p> <p>② 周りの人に理解を求め、その方の順番が来るまで別室や席を用意します。</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例				
	<p>2 身体障害者補助犬について 身体障害者補助犬法に基づき認定された「身体障害者補助犬」には、盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類があります。公共施設、公共交通機関、ホテル、飲食店、病院等では、やむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません。</p> <table border="1" data-bbox="379 1697 777 1982"> <tr> <td data-bbox="379 1697 443 1921">盲導犬</td> <td data-bbox="443 1697 777 1921">視覚障害者の歩行誘導をするための訓練を受けています。障害物を避けたり、立ち止まって階段や曲がり角を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1921 443 1982">介助</td> <td data-bbox="443 1921 777 1982">肢体不自由者の日常訓練を介助するよう訓練</td> </tr> </table>	盲導犬	視覚障害者の歩行誘導をするための訓練を受けています。障害物を避けたり、立ち止まって階段や曲がり角を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけています。	介助	肢体不自由者の日常訓練を介助するよう訓練	<p>8 駐車場で案内をするとき</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口頭での案内だけでなく、必要に応じてボード、貼り紙での案内をします。 ② 車両乗降場所を施設出入口にできるだけ近い場所にします。 ③ 障害者の来庁が多数見込まれるときは、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更するなどします。 <p>9 緊張で発作が起きたり、大声が出るとき 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、発作が起きたり、不随意の発声があるときには、その方に説明して、本人の希望や施設の状態に応じて別室を準備します。</p> <p>10 会議等に委員の理解を援助する援助者が必要なとき 非公表又は非公表情報を扱う会議においても、援助者に対し、障害のある委員と同じく、会議内容の情報管理を求めた上で、同席を認めます。</p> <p>11 県主催の講演会や研修会等を行うとき 募集にあたっては、手話通訳や要約筆記の必要の有り無しの確認や車いすの方の参加者の確認をします。パワーポイントを使用する際は、事前の資料提供等、表示している内容が視覚障害者にもわかるように説明します。会場で戸惑っている視覚障害者を見かけたときは、まず声をかけ、必要に応じて誘導します。</p> <p>12 補助犬を同行されているとき 補助犬を受け入れるのに、特別な用意は必要ありません。補助犬と使用者は、訓練により、社会で生活する上で必要なマナーを身につけています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① まず、どのような援助が必要か確認してください。 受け入れ側が気をまわし過ぎると、かえって使用者に負担をかけることとなります。必要な援助の内容を確認し、依頼されたことを手伝います。 ② 補助犬の目印（表示） 補助犬は、犬種や認定番号等を記載した表示をつけています。また、施設等を利用する際、使用者は補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者から請求があれば提示することが義務付けられています。
盲導犬	視覚障害者の歩行誘導をするための訓練を受けています。障害物を避けたり、立ち止まって階段や曲がり角を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけています。					
介助	肢体不自由者の日常訓練を介助するよう訓練					

障害種別	考え方		ポイント・事例
	犬	されています。起立・歩行・着脱衣の介助を行い、スイッチ類の操作や、指示したものを持ってきたりします。	<p>③ 補助犬の管理責任 使用者には、補助犬の衛生や行動を管理する責任があります。万が一、補助犬による迷惑行為があったときは、使用者に迷惑行為があったことをはっきりと教えてください。</p> <p>④ 周囲にいる人にも理解してもらうことが大切です。 周囲にいる人とのトラブルを避けるためにも、補助犬についてしっかり説明し、理解してもらうことが重要です。犬が嫌いな人、アレルギーのある人がいたときは、座席の配置等に配慮してください。</p>
視覚障害		<p>1 視覚障害とは 視覚障害といっても、まったく見えない人、文字がぼやけて読めない人、視野が狭く望遠鏡を通してのようにしか見えない人など、状態は個人によって異なります。 点字を使って情報を得る人や点字を使わず音声で情報を得る人がおられます。移動の方法も、白杖を使う人、盲導犬を使う人、介助者に誘導してもらう人など様々です。 目が不自由なため、日常生活の様々な場面で危険や困難と遭遇することがありますが、専門的な訓練と適切な援助が得られれば、自立した生活を送ることができます。</p> <p>2 視覚障害者への対応の基本 困っていても視覚障害者から援助を求めることは難しいので、戸惑っている視覚障害者を見かけたときは、まず、声は正面からかけてください。その時、自分の名前も名乗ってください。歩きながらだと、自分に声をかけられたのか分かりません。そして、援助を求められたら、どうすればよいか確認してください。視覚障害者に必要な援助は、個人や場面によって異なります。まずは、その人に今どのような援助が必要か具体的に確認することが重要です。</p> <p>3 視覚障害の方に必要な配慮 視覚障害者に必要な配慮として、「情報に対する配慮」と「移</p>	<p>1 コミュニケーションのポイント</p> <p>① 話しかけるときは、正面から。まずは名乗ってください。 声をかけられても、誰からの声かけかわからないと、返事に困ってしまいます。</p> <p>② 指示語は使わず、説明は具体的にしてください。 「これ」や「あれ」という表現では正確な情報が伝わらないことがあります。 また、初めての場所でトイレ等の設備を使用するときは、その形状（洋式・和式）や配置（鍵や洗浄レバー・ボタン、トイレトーパー）などの情報が必要です。きちんと使い方を説明しましょう。</p> <p>③ 何かをすすめるときは、触れさせてください。 飲み物をすすめるときはグラスに、椅子をすすめるときは背もたれ、座面、机に、触れてもらうことで、情報がより正確に伝わります。</p> <p>④ その場から離れるとき、戻ってきたとき、参加者が増えたときは、その旨の声をしてください。 黙ったままだと、その場の状況が分からないことがあります。</p> <p>2 「情報に対する配慮」のポイント</p> <p>① まず、どのような配慮が必要か確認してください。</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例
	<p>動に対する配慮」があげられません。</p> <p>「情報に対する配慮」とは、文書を電子データ化・音声化・点字化する、拡大文字を用いて文書を作成するなど、必要な情報を視覚障害者が利用できるかたちにして提供することです。</p> <p>「移動に対する配慮」とは、視覚障害者が移動するときの誘導や、移動の妨げとなるものを除去することをいいます。</p>	<p>個人や場面によって適切な情報提供の方法は異なります。どのような配慮が必要か相手に確認してください。</p> <p>② 文章を読み上げるときは、省略しないでください。 読み手の判断で要約したものではなく、正確な情報を伝えてください。</p> <p>③ 大量の情報を提供する際は、まず見出しからなど構造的に伝えてください。 視覚障害者の方が大量の情報を読むのは時間がかかります。まず、見出しを伝え、希望される情報のみを提供してください。</p> <p>④ 視覚障害者にかかわる文章は、電子データでも送付する、音声化・点字化する、拡大文字を用いて作成するなどしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙とは別に、電子データを送付することで、音声読み上げソフトを使って内容を確認できます。音声読み上げソフトに対応できるように、なるべくテキストデータを送付してください。 ・ 文書の音声化の方法の一つとして、音声コード作成ソフト（SP Code Maker 又は Tellme CAST）を使い、文書に音声コードを添付する方法を推奨しています。 ・ 弱視の人向けの拡大文字は、22 ポイント、太ゴシック体を標準に作成します。 <p>⑤ 色の組み合わせを考慮し、むやみに多くの色を使用しないでください。 黒地に白抜き文字は、文字が浮き出はつきり見えやすいとされています。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>○ 区別のつきやすい色 紺と黄色、黒とピンク、緑と白、青と白、緑と黒 など</p> <p>× 区別のつきにくい色 赤と緑、オレンジと黄緑、白と黄色、水色と緑 など</p> </div> <p>3 「移動に対する配慮」のポイント</p> <p>① まず、どのような援助が必要か確認してください。 白杖を持っていたり、盲導犬をつれている方でも援助が必要なことが多いです。ただし、援助のしかたは人によって違うことがあるので、決めつけた対応をしないでください。</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例										
		<p>② 腕や白杖をつかんで引っばったり、後ろから押したりしないでください。 誘導するときは、肘につかまってもらい、誘導する人が半歩前を歩くというのが基本です。無理な誘導をされると安心して歩くことができません。また、急に力を加えるとバランスを失ってしまい、危険です。</p> <p>③ 歩く速度は相手に合わせ、曲がるときや階段の前ではいったん立ち止まり、周囲の状況を伝えましょう。 周囲の状況を伝えるときは、「右に曲がります」「上りの階段です」などと、具体的に伝えてください。</p> <p>④ 別れるときは安全な場所で、周囲の状況を伝えてからにしてください。 援助者と別れた後で、安全に移動するために必要な情報を伝えてください。</p>										
聴覚障害	<p>1 聴覚障害とは 聴覚障害とひとことで言っても、聞こえ方は個人によって異なります。まったく聞こえない人（ろう者）もいれば、補聴器を使用することで大きな音なら聞こえる人、なんとか会話が聞き取れる人など、聴力の度合いは人によって様々です。 また、聴覚障害は外見上障害があるかどうかわかりづらいため、本人が困っていたとしても、周囲の人から気づかれにくい側面があります。 コミュニケーションの方法も個人によって異なり、音声での会話、手話、筆談、読話（話し手の口の形を読み取る）など、様々な方法を場面や相手に応じて組み合わせ使っています。</p> <p>2 聴覚障害者への対応の基本 ① まず、どのような方法（音声・手話・筆談）でコミュニケーションをとればよいか、確認してください。その場において、あなたとコミュニケーション</p>	<p>1 聴覚障害者のコミュニケーション手段</p> <table border="1" data-bbox="798 1025 1378 1738"> <tr> <td data-bbox="798 1025 906 1160">手話</td> <td data-bbox="906 1025 1378 1160">ろう者の言語として使用されています。円滑なコミュニケーションが可能ですが、聴覚障害者の中には、手話を使えない人もいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1160 906 1285">筆談</td> <td data-bbox="906 1160 1378 1285">文字によるコミュニケーションの方法です。聴覚障害者の中には、日本語の読み書きが不得意な人もいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1285 906 1447">読話</td> <td data-bbox="906 1285 1378 1447">話し手の口の形を読み取る方法です。口の動きだけで話を完全に理解することは困難ですが、他の手段と組み合わせることで、より正確な情報を得ることができます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1447 906 1576">補聴器</td> <td data-bbox="906 1447 1378 1576">聴力を補うための、音の増幅器です。補聴器の使用により、聞こえが改善する人もいますが、その程度は個人によって異なります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1576 906 1738">人工内耳</td> <td data-bbox="906 1576 1378 1738">内耳の蝸牛に入れた電極により脳に音の信号を送る働きをします。人工内耳の装用により聴力の改善が期待できませんが、その程度は個人によって異なります。</td> </tr> </table> <p>2 コミュニケーションのポイント ① まず、お互いに合ったコミュニケーションの手段を探してください。 聴覚障害は聞こえ方が個人によって異なり、コミュニケーションの方法も一つではありません。コミュニケーションの相手方や場</p>	手話	ろう者の言語として使用されています。円滑なコミュニケーションが可能ですが、聴覚障害者の中には、手話を使えない人もいます。	筆談	文字によるコミュニケーションの方法です。聴覚障害者の中には、日本語の読み書きが不得意な人もいます。	読話	話し手の口の形を読み取る方法です。口の動きだけで話を完全に理解することは困難ですが、他の手段と組み合わせることで、より正確な情報を得ることができます。	補聴器	聴力を補うための、音の増幅器です。補聴器の使用により、聞こえが改善する人もいますが、その程度は個人によって異なります。	人工内耳	内耳の蝸牛に入れた電極により脳に音の信号を送る働きをします。人工内耳の装用により聴力の改善が期待できませんが、その程度は個人によって異なります。
手話	ろう者の言語として使用されています。円滑なコミュニケーションが可能ですが、聴覚障害者の中には、手話を使えない人もいます。											
筆談	文字によるコミュニケーションの方法です。聴覚障害者の中には、日本語の読み書きが不得意な人もいます。											
読話	話し手の口の形を読み取る方法です。口の動きだけで話を完全に理解することは困難ですが、他の手段と組み合わせることで、より正確な情報を得ることができます。											
補聴器	聴力を補うための、音の増幅器です。補聴器の使用により、聞こえが改善する人もいますが、その程度は個人によって異なります。											
人工内耳	内耳の蝸牛に入れた電極により脳に音の信号を送る働きをします。人工内耳の装用により聴力の改善が期待できませんが、その程度は個人によって異なります。											

障害種別	考え方	ポイント・事例
	<p>ンをとるための最適な手段と一緒に考えてくれるはずです。</p> <p>② 遠回しな言い方、複雑な言葉をできるだけ避けるようにしてください。</p> <p>3 聴覚障害の方に必要な配慮 一人ひとりが聴覚障害に対する理解を深め、適切な対応を行うこととあわせて、聴覚障害者に配慮した環境づくりが重要になります。</p>	<p>面に応じ、必要な対応は異なります。</p> <p>② 会議や交流会など、複数の人で話すときは、できるだけゆっくりと、一人ずつ発言してください。 1対1だと音声での会話ができる人でも、複数の人が一度に話すと、言葉の聞き取りが難しくなります。 また、聴覚障害者に十分に情報が伝わらないまま話を進めると、会話についていけなくなってしまうため、できるだけゆっくり話すようにしてください。</p> <p>③ 大事な内容を伝えるときは、書いて渡す、復唱してもらするなどしてください。 手続きに関する事など、重要な内容については、特に配慮してください。</p> <p>④ 話の内容がしっかりと理解できているか、確認するようにしてください。 話の内容がなかなか理解できず、聞き返したときに嫌な顔をされた経験などから、わからなくても適当に相づちを打っている人もいます。わからなければいつでも聞き直せる雰囲気を作りましょう。</p> <p>3 聴覚障害者に対して配慮するポイント</p> <p>① 状況に応じてできるだけ静かな場所に対応してください。 補聴器等を使用しても、雑音も含め多くの音の中から、必要な情報を聞き取ることは難しいものです。音が反響し易いときは、音が反響しづらい静かな場所に移動し、会議室を準備するときも、県庁の地下会議室等、反響の大きい部屋は可能な限り避けます。</p> <p>② 問い合わせ先に、ファックス番号やメールアドレスを表記してください。 聴覚障害者の多くは電話を使うことが困難です。こちらから連絡するときも、どのような方法がいいか確認してください。</p> <p>③ 聴覚障害者の座席の位置に配慮してください。 会議や講演会等では、話し手やスクリーンに近い、前の方の席に案内してください。</p> <p>④ 窓口や受付に「耳マーク」を掲示し、筆談に必要な道具を備えておいてください。 聴覚障害者が来訪された際、スムーズに対応できるよう、筆記用具やメモ用紙を準備しておいてください。</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例																	
		<p>[耳マーク]</p>  <p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>	<p>耳マークとは 耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示を示すのに用います。 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が普及を行っており、同会の承諾を得ることで、手数料・使用料不要で利用できます。</p>																
<p>盲ろう</p>	<p>1 盲ろうとは 盲ろう者とは、視覚と聴覚の両方に障害のある人をいいます。単なる重複障害ではなく「盲ろう」という固有の障害として捉えられています。見え方や聞こえ方は個人によって異なり、その程度によって次の4つのタイプに大別されます。</p> <table border="1" data-bbox="339 1160 754 1451"> <tr> <td>全盲ろう</td> <td>まったく見えなくて、まったく聞こえない人</td> </tr> <tr> <td>全盲難聴</td> <td>まったく見えなくて、少し聞こえる人</td> </tr> <tr> <td>弱視ろう</td> <td>少し見えて、まったく聞こえない人</td> </tr> <tr> <td>弱視難聴</td> <td>少し見えて、少し聞こえる人</td> </tr> </table> <p>どのタイプにも共通しているのは、障害のため外部から情報を得ることが困難であるということです。会話だけでなく、周囲の状況を知るための音や光といった情報も十分には得られず、一人での外出も困難です。 障害の発生時期や程度によって、情報の取得方法、コミュニケーションの方法が異なるので、それぞれ個別に対応する必要があります。</p> <p>2 盲ろう者への対応の基本 まず、相手の障害の程度を理解する必要があります。コミュニケ</p>	全盲ろう	まったく見えなくて、まったく聞こえない人	全盲難聴	まったく見えなくて、少し聞こえる人	弱視ろう	少し見えて、まったく聞こえない人	弱視難聴	少し見えて、少し聞こえる人	<p>1 盲ろう者のコミュニケーション手段</p> <table border="1" data-bbox="826 902 1378 1991"> <tr> <td data-bbox="826 902 1102 1285"> <p>触手話</p> </td> <td data-bbox="1102 902 1378 1285"> <p>手話が見えず、音も聞こえない相手に対し、手話の形をお互いの手で触って確認することで情報を伝える方法です。弱視ろう者には、その見え方に合わせて近くで手話を表す「接近手話」を用いることもあります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1285 1102 1543"> <p>指点字</p> </td> <td data-bbox="1102 1285 1378 1543"> <p>盲ろう者の指を、点字タイプライターのキーに見立てて直接たたく方法です。道具を使わず正確に素早く情報を伝えることができます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1543 1102 1868"> <p>ブリスト</p> </td> <td data-bbox="1102 1543 1378 1868"> <p>紙テープに点字を打っていき、速記用点字用タイプライターです。キーをたたくと点字が打たれた紙テープが打ち出され、それを触って読み取ることによって情報を伝えることができます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1868 1102 1991"> <p>手書き文字</p> </td> <td data-bbox="1102 1868 1378 1991"> <p>盲ろう者の手のひらに文字を書いて伝える方法です。手書き文字は比較的</p> </td> </tr> </table>		<p>触手話</p>	<p>手話が見えず、音も聞こえない相手に対し、手話の形をお互いの手で触って確認することで情報を伝える方法です。弱視ろう者には、その見え方に合わせて近くで手話を表す「接近手話」を用いることもあります。</p>	<p>指点字</p>	<p>盲ろう者の指を、点字タイプライターのキーに見立てて直接たたく方法です。道具を使わず正確に素早く情報を伝えることができます。</p>	<p>ブリスト</p>	<p>紙テープに点字を打っていき、速記用点字用タイプライターです。キーをたたくと点字が打たれた紙テープが打ち出され、それを触って読み取ることによって情報を伝えることができます。</p>	<p>手書き文字</p>	<p>盲ろう者の手のひらに文字を書いて伝える方法です。手書き文字は比較的</p>
全盲ろう	まったく見えなくて、まったく聞こえない人																		
全盲難聴	まったく見えなくて、少し聞こえる人																		
弱視ろう	少し見えて、まったく聞こえない人																		
弱視難聴	少し見えて、少し聞こえる人																		
<p>触手話</p>	<p>手話が見えず、音も聞こえない相手に対し、手話の形をお互いの手で触って確認することで情報を伝える方法です。弱視ろう者には、その見え方に合わせて近くで手話を表す「接近手話」を用いることもあります。</p>																		
<p>指点字</p>	<p>盲ろう者の指を、点字タイプライターのキーに見立てて直接たたく方法です。道具を使わず正確に素早く情報を伝えることができます。</p>																		
<p>ブリスト</p>	<p>紙テープに点字を打っていき、速記用点字用タイプライターです。キーをたたくと点字が打たれた紙テープが打ち出され、それを触って読み取ることによって情報を伝えることができます。</p>																		
<p>手書き文字</p>	<p>盲ろう者の手のひらに文字を書いて伝える方法です。手書き文字は比較的</p>																		

障害種別	考え方	ポイント・事例	
	<p>ーシヨンの方法は一人ひとり異なるため本人に確認することが大切です。視力・聴力が残っていれば、それを活用してコミュニケーションをとることができます。盲ろう者の場合、通常は家族や「盲ろう者通訳・介助員」などの援助者が同行しています。</p> <p>3 盲ろう者に必要な配慮 盲ろう者個人の障害に応じた情報提供、移動の支援、環境づくりが必要になります。その際は、前述の視覚障害・聴覚障害で紹介した内容を参考にしてください。 また、会議や研修会等に盲ろう者が出席する場合は、必要に応じ、盲ろう者通訳・介助員を配置してください。</p>		<p>簡単に用いることができますが、情報量が多いと伝達に時間がかかってしまいます。</p>
		<p>その他</p> <p>2 コミュニケーションのポイント 盲ろう者は視覚と聴覚の両方に障害があり、それぞれの障害程度も個人によって異なるため、まず、その人とあなたに合ったコミュニケーションの手段を探してください。そのときは、前述の視覚障害・聴覚障害で紹介した内容を参考にしてください。 また、その場に援助者（通訳・介助員など）が同行していれば、あなたの力になってくれるはずで 大切なことは、相手の障害を理解し、その人としっかり向き合おうとする姿勢です。</p>	<p>盲ろう者に聴力が残っているときは音声による方法（耳元で話す、マイクを使用する）を用い、視力が残っているときは筆談やパソコンを用います。その他にも、身振りやサインを使用することもあり、個人によって情報を得る手段は異なります。</p>
言語障害	<p>1 言語障害とは 言語障害には言葉の理解や適切な表現が困難な状態（言語機能障害）と発声が困難な状態（音声機能障害）があります。 音声機能障害の方のうち、発声機能を喪失した方の中には、声帯の代わりに食道部を振動させて発声する方法や、電動式人口咽頭を首にあてる方法、また現在増えている喉にボタンをつけて音を出すシャント発声で声を出している人もいます。</p> <p>2 言語障害の方に必要な配慮 ① 障害の状態や程度に合わせ、適切な手段による情報提供やお互いの意思疎通を円滑に図ることができるようにすることが重要です。 ② 聞き取れないときや分から</p>	<p>1 言語障害の方に対する配慮のポイント ① 筆談が行えるよう、メモ用紙や筆記具を用意してください。 ② 筆談ではなく会話をしているときでも、聞き取りにくいときは、文字で書いて内容を確認してください。 ③ 受付窓口を設置していて担当者席から離れているときは、窓口に呼び鈴やブザーを設置してください。</p>	

障害種別	考え方	ポイント・事例
	<p>ないときは、きちんと聞き返すことが必要であり、こちらに伝えたい事柄をしっかりと確認することが重要です。</p>	
<p>肢体不自由</p>	<p>1 肢体不自由とは 肢体不自由とは、四肢（上肢・下肢）、体幹（腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分）が病気や怪我で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難がともなう状態をいいます。原因としては、先天性のもの、事故による手足の損傷、あるいは脳や脊髄等の神経に損傷を受けてなるもの、関節等の変形からなるものなどがあります。</p> <p>2 肢体不自由の方に必要な配慮 障害のある部位や程度により個人差があります。動作や移動に関し、本人の意向を尊重しつつ、障害の状態や程度に合わせた対応を検討することが重要です。</p>	<p>1 肢体不自由の方に対する配慮のポイント</p> <p>① 手や手の指に障害がある方が文字を書く必要があるときは、慌てずゆっくり書けるような場所を用意してください。また、文鎮の用意や、紙をおさえることにより、用紙が動かないようにしてください。</p> <p>② 本人の意思を確認して代筆する必要があるときは、職員一人が立会い、職員一人が代筆するなど、複数の職員で本人の意思を確認しながら行ってください。</p> <p>③ 段差があるときは、車椅子利用者に、キャスター上げの補助や携帯スロープを置くなどして、安全に移動できるようにしてください。</p> <p>④ 面談に当たっては、移動距離をできるだけ少なくし、移動しやすい場所で実施してください。</p> <p>⑤ 障害のある方が利用する席の周辺、通路、トイレに、移動の支障となるようなものを置かないでください。</p>
<p>重症心身障害</p>	<p>1 重症心身障害とは 重度の身体障害と重度の知的障害などが重複している最も重い障害です。自分では食事や移動などの日常生活を送ることは困難であり、自宅で介護を受けたり、施設等に入所して生活しています。</p> <p>また、言語によるコミュニケーションが困難なため口の動きや目の訴えで意思を伝えます。</p> <p>自力での移動や寝返りも難しいため、介助を受けながら座位や車いすなどで移動します。</p> <p>また、医学的管理がなければ栄養摂取や呼吸が困難な方が多く、水分や栄養を摂取するための管や人工呼吸器などの医療機器を使用するため、常に医師の管理が必要な場合があります。</p>	<p>1 重症心身障害の方に対する配慮</p> <p>① 車いすやストレッチャーでの移動時に人がいりそうな時は、介護している方に声をかけてみてください。また、医療機器のアラーム音が鳴っているときは、速やかに介護している方や医療関係者に連絡してください。</p> <p>② 本人の意思を確認して代筆する必要があるときは、職員一人が立会い、職員一人が代筆するなど、複数の職員で本人の意思を確認しながら行ってください。</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例
内部障害	<p>1 内部障害とは 内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の7種類の機能障害が認められています。</p> <p>2 内部障害の方に必要な配慮 内部障害者に共通していることとして、体力や運動能力が低下していることがあります。できるだけ負担をかけない対応をすることが重要です。</p>	<p>1 内部障害の方に対する配慮のポイント</p> <p>① 面談に当たっては、体調不良時に横になって休めるような場所を確保してください。また、身体的な負担を考慮して、面談時間を調整するなどの対応を検討してください。</p> <p>② ストーマ（人工肛門、人工膀胱などの手術で腹部に造設した「排泄口」）を有している方との面談のとき、装具を交換する必要があるときに備えて、トイレが近くにある場所で実施してください。 オストメイトトイレが設置されているときは、そのトイレが近くにある場所で実施してください。 (注) オストメイトトイレとは、ストーマを有している方が排泄物の処理、装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄ができる設備を備えたトイレ</p>
知的障害	<p>1 知的障害とは 知的障害のある人は、知的機能の障害が発達時期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする方です。 障害の現れ方はさまざまですが、複雑な事柄や抽象的な内容の理解や判断、漢字の読み書きや金銭の計算などが難しいときもあります。 また、社会に対応できていない部分もあるため、人にもものを探ねたり、自分の気持ちを伝えることが難しい人や、同じ行動や同じ質問を繰り返す人もいます。 障害の程度により、必要な援助の度合いにも差があります。 なお、重度の知的障害のため、常に同伴者と行動し、判断も同伴者にゆだねられている方や施設等に入所して生活している方もいます。</p> <p>2 知的障害者への対応の基本 まず、本人（未成年者の場合は保護者を含む。）に話しかけてください。 支援者と共に行動している人もいますが、行動を決めていくのは本人ですから、本人の自主性・意思を尊重してください。 障害の現れ方は個人差がある</p>	<p>1 コミュニケーションのポイント</p> <p>① 穏やかな口調で話しかけてください。 どうしてよいか分からず、何となくその場で動けないことがあります。このようなときは、気軽に会話ができるよう、優しく信頼している態度での声掛けが必要です。</p> <p>② 成人には、子ども扱いせず、相手の年齢に応じた言葉を使って話してください。 障害はあっても、相手は成人ですので、幼児に対するような言葉、行動は失礼に当たります。</p> <p>③ 具体的な表現で、分かりやすく伝えてください。 多くの情報の中から重要なポイントを取捨選択したり、抽象的な表現を理解することが不得意な方もいます。センテンスを短くし、専門用語は避け、一般的な分かりやすい言葉で伝えるようにしてください。また、「はい」「いいえ」で答えられるような質問をすることも、有効な方法です。</p> <p>④ ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明してください。 内容を理解しないまま、何となく返事をしてしまう方もいます。ご本人が理解しているかどうかを確認しながら話を進めることが必要です。</p> <p>⑤ 同伴している支援者の参加を求めるときは、原則として本人の同意を得た上で行ってください。</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例
	<p>ため、言葉や行動の意味が相手にうまく伝わらず、周囲から誤解等を受けることもあります。障害のある人の目線で接することが大切です。</p> <p>3 知的障害の方に必要な配慮 障害の程度には個人差があるため、書類の記入などに当たっては本人の理解の状況に応じて説明や確認などを行ってください。</p>	<p>説明内容の理解を助けるために同伴者(家族、生活支援員、ガイドヘルパーなど)に参加を求めなくてはならないこともあります。プライバシー保護のために本人の同意を得た範囲に限ってください。</p> <p>⑥ 原則として本人に用件や意思を確認してください。 用件があるのはご本人ですから、用件、内容、意思の確認は本人に行ってください。</p> <p>2 書類・案内板作成時のポイント</p> <p>① 書類の氏名欄にはふりがなが書けるようにしてください。 間違った読み方で呼ばれると自分のことだと気づかず、返事ができないことがあります。</p> <p>② 書類の記入については、本人に確認し、必要に応じて代筆する、見本を示すなどの援助をしてください。 看板、案内板、パンフレット、説明書などには、ひらがなでふりがなをつけたり、絵や記号をつけたりすることで分かりやすくなります。 漢字にふりがながついていると、目的の場所や用件を確かめやすくなります。また、文字は分からなくても、絵や記号、図なら理解できる方もいます。</p> <p>3 家族等に連絡が必要となりのポイント 家族等の援助が必要となり、連絡を取るときは原則として本人の同意を得てください。 的確な対応をするために、家族や支援者に連絡をしたり、情報を得る必要があるときは、原則として本人の同意を得てください。また、本人の前で電話するなどの配慮をしてください。</p>
精神障害	<p>1 精神障害とは 統合失調症、うつ病、躁うつ病、依存症、てんかんなどのさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさが生じています。 適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、多くの方が地域で安定した生活を送られています。 統合失調症は、幻覚や妄想が特徴的な症状ですが、考えがまとまらなかつたり、感情表現が上手くできないなどの症状も表れるこ</p>	<p>1 精神障害の方に対する配慮のポイント</p> <p>① 長い説明や曖昧な説明をすると、言葉の枝葉に注意が向いて、肝心の言葉を聞き落としてしまったり、誤った理解をしてしまうことがあります。説明や助言は、具体的かつ簡潔にゆっくり話すようにしてください。</p> <p>② 書類の記入に時間がかかるときは、落ち着いてゆっくりと書くことができるよう人目が少ない場所を用意してください。</p> <p>③ 人に見られることを意識して被害的に受け止めることがあるため、職員同士の私</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例
	<p>とがあるため、日常生活のしづらさが生じますが、服薬療法や環境が安定することにより症状が落ち着き、回復します。</p> <p>うつ・躁うつ病は、気持ちが落ち込んだり（うつ状態）、活発（躁状態）になりすぎたりを繰り返しますが、服薬治療や病気に対する周囲の理解により、症状が落ち着き、回復します。</p> <p>依存症は、依存している物質や行為を自分の意思でコントロールできない病気であり、治療が必要です。医療機関において、服薬や精神療法の治療を受け依存しているものを断つことにより回復します。</p> <p>てんかんは、脳の神経の一部が活発に活動しすぎるため、てんかん発作がくり返し起きる病気で、突然意識を失ったり、痙攣がおきるなど、症状はさまざまですが、発作のほとんどは薬や外科治療によってコントロールできます。</p> <p>また、高齢化社会を迎え、誰もが認知症（種々の原因となる疾患により記憶障害など認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態）とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを理解する必要があります。</p> <p>2 精神障害の方に必要な配慮</p> <p>本人の意向を尊重しつつ、障害の状態に応じた対応を行い、精神障害者が落ち着いた状態を維持できるようにすることが重要です。</p>	<p>語や笑い声は慎んでください。</p> <p>④ 無理な励ましはつつしんでください。本人の過剰なストレスになることがあります。</p> <p>⑤ まわりの方にてんかんの発作がおこったら、あわてずに見守り、周囲の危険なものを遠ざけましょう。発作が起きている間は無理に動かさないで、様子を詳しく見るようにします。てんかんは身近な病気です。正しい服薬により発作は抑えられます。誤解や偏見を持たず病気について正しく理解することが大切です。</p>
発達障害	<p>1 発達障害とは</p> <p>発達障害は、脳機能の発達に関係する生まれつきの障害でコミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手なことが多く誤解されてしまうことがあります。脳機能の障害によるものだとまずは理解しましょう。</p> <p>発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動</p>	<p>1 コミュニケーションのポイント</p> <p>① 困っていることに気づいてください。</p> <p>自分が困っているのを訴えることが得意な人がいます。また、日常的なコミュニケーションの方法で会話しているのに、相手方は十分に理解できていないというときがあります。本当に理解しているのか確認しながら対応してください。</p> <p>② 簡潔、明確、視覚的を心がけ具体的な表現で、分かりやすく伝えてください。</p> <p>多くの情報の中から重要なポイントを取</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例
	<p>性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。</p> <p>これらのタイプのうちどれに当たるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ重なり合っている場合も多いからです。年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。また、知的障害を伴うこともあります。</p> <p>大事なことは、その人がどんなことができ、何が得意なのか、どんな援助が必要かといったことに目を向けることです。</p> <p>2 発達障害者への対応の基本</p> <p>発達障害者は、外見からは障害のあることが分かりにくく、また、本人自身も障害を十分認識できていなかったり、診断を受けていても、それを受け入れることができない状況にあることもあります。</p> <p>相手方が発達障害者であるかどうかを確認する必要はありません。コミュニケーションの場において、意思疎通がうまくいかないと感じたり、落ち着きのない様子がみられたときには、何らかの工夫が必要なのは、発達障害者ではない方であっても同様です。それまでのやりとりの方法や環境を振り返り、どのような条件下で戸惑っていたのかを確認して、その困難に見合った援助の方法を積極的に試みることが重要です。</p> <p>3 発達障害の方に必要な配慮</p> <p>発達障害者に必要な配慮は、障害の特性や、その特性に応じた医療・教育・福祉のサービスを受けてきたか否か等によって個人差があります。</p> <p>人によっては、普段の生活はそれほど支障がないのに、仕事になるとうまくできない等、限定された場面で症状が表面化することがあります。</p>	<p>捨選択したり、抽象的な表現を理解することが不得意な人もいます。見てわかる形で視覚的に示したり、「はい」または「いいえ」で答えられるように尋ねる等、工夫しましょう。また、書類の記入をお願いする際は、「こちらの例のように書いてください。」ではなく、「こちらに自宅の住所を書いてください。」など言葉を省略せずに、端的にわかりやすく伝えることを心がけ、記入が終わるまで一緒に確認してください。</p> <p>③ 環境を変えてみてください。</p> <p>感覚過敏があり、強い照明や蛍光灯の点滅、雑音がとても気になって、話に集中できないという人、沢山の人の中にいること自体が不得意な人もいます。相手方がリラックスして、安心して話ができるような環境づくりが大切です。</p> <p>④ 肯定的な対応を心掛けてください。</p> <p>批判的・攻撃的な受け答えをされる人もいますが、相手方への対応を求める場合には、できるだけポジティブな表現を用い、具体的な改善策を伝えましょう。その際には、口調や表現にも気をつけてください。</p> <p>⑤ スモールステップを目標にしましょう。</p> <p>相手方が理解しているかどうかを確認しながら、話を進めていきましょう。集中力が長続きしない人や、緊張や疲労により落ち着きを失ってしまう方もいらっしゃいますので、合間に休憩を挟むことも必要です。</p> <p>2 発達障害の方に対する配慮のポイント</p> <p>① できるだけ刺激を取り除き、落ち着ける環境や集中しやすい環境を用意してください。</p> <p>② 言葉かけはゆっくり短く、統一してシンプルかつ具体的にしてください。</p> <p>③ 絵や写真を使って視覚的に伝えてください。(フローチャート、配置図等)</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例								
	<p>相手方の戸惑いや困難さに気づき、適切な配慮を選択してください。</p>	<p>④ 必要な箇所をゆっくり読み聞かせる等の支援を行ってください。</p> <p>⑤ 文章の記載ではなく、簡単なチェックで足りるよう様式を変更してください。</p> <p>⑥ 漢字にふりがなをつける。代筆する。電卓を貸す。期限を具体的に明示して延ばす。</p> <p>⑦ メモをとるよう促してください。</p> <p>⑧ 区切りを明確に伝え、先の見通しを持たせてください。(時間割等)</p> <p>⑨ 集中力の持続時間に合わせて、休憩を挟んでください。</p> <p>⑩ クールダウンできる時間や場所を用意してください。</p>								
高次脳機能障害	<p>1 高次脳機能障害とは 脳卒中などの病気や事故が原因で脳が損傷を受けて、記憶力や注意力が低下したり、感情のコントロールが困難になるなどの症状が現れ、日常生活や社会生活への適応が困難になる症状のことを「高次脳機能障害」と呼びます。 脳の損傷によって起こる障害ですが、重い意識障害を伴わない脳しんとう等でも高次脳機能障害となることが分かっています。</p> <p>また、高次脳機能障害は、日常生活や社会生活への適応が困難となる一方、肢体不自由など身体的な後遺症がないときは、外見からは症状が分かりにくい、本人の自覚症状が薄いことも多いなどの実状もあり、周囲からも理解されにくいことから、「見えない障害」とも言われています。</p> <p>原因となる疾患</p> <p>① 外傷性脳損傷(交通事故、転倒、スポーツ事故等)</p> <p>② 脳血管疾患(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等の脳卒中)</p> <p>③ 脳腫瘍、脳炎(ヘルペス脳炎、日本脳炎)、低酸素脳症など</p>	<p>1 高次脳機能障害者の主な症状</p> <table border="1" data-bbox="799 999 1353 1402"> <tr> <td data-bbox="799 999 951 1077">記憶障害</td> <td data-bbox="951 999 1353 1077">新しいことが覚えられない。よく物忘れをする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1077 951 1178">注意障害</td> <td data-bbox="951 1077 1353 1178">同じミスを繰り返す。同時に複数のことができない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1178 951 1301">遂行機能障害</td> <td data-bbox="951 1178 1353 1301">スケジュールや計画の手順が決められない。急な変更に対応できず混乱する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1301 951 1402">社会的行動障害</td> <td data-bbox="951 1301 1353 1402">イライラしやすい。感情的になりやすい。やる気が起きない。</td> </tr> </table>	記憶障害	新しいことが覚えられない。よく物忘れをする。	注意障害	同じミスを繰り返す。同時に複数のことができない。	遂行機能障害	スケジュールや計画の手順が決められない。急な変更に対応できず混乱する。	社会的行動障害	イライラしやすい。感情的になりやすい。やる気が起きない。
記憶障害	新しいことが覚えられない。よく物忘れをする。									
注意障害	同じミスを繰り返す。同時に複数のことができない。									
遂行機能障害	スケジュールや計画の手順が決められない。急な変更に対応できず混乱する。									
社会的行動障害	イライラしやすい。感情的になりやすい。やる気が起きない。									

障害種別	考え方	ポイント・事例
	<p>2 高次脳機能障害への対応の基本 脳損傷以前の記憶があり、何も変わっていないように見えるのに、今まで当たり前できていたことができない、今やったこともすぐに忘れてしまう、うっかりミスが多い、意欲がわからない、人間関係づくりが不得意になる、感情のコントロールができない等の症状に、本人や家族が悩まされたり職場等でのトラブルが発生することがあります。 また、脳損傷以前に獲得したものは失われていないものも多いため、これまでの生活や人生観などを尊重した対応に心掛けましょう。</p> <p>3 高次脳機能障害の方に必要な配慮 高次脳機能障害による症状は多種多様であり、日常生活に及ぼす影響も個人差があります。また、自分が障害を持っていることに対する認識がうまく出来ず、障害がないかのような言動をされることがあります。そのため、本人が置かれている状況や症状を理解した上で、本人に合った配慮が求められます。 大切なことは、周囲の『理解』です。</p>	<p>2 コミュニケーションのポイント</p> <p>① 短い文章で、言葉だけでなく視覚的にも説明してください。 説明が長いといろいろな疑問がでてきて、その疑問に対する質問をすぐにすることが出来ずモヤモヤして、後の話を理解できなくなってしまうことがあります。説明は簡潔にわかりやすく行ってください。また、何度も同じことを聞いたり、新しいことを覚えられないときは、単文、単語など短い情報で伝えましょう。絵や写真、図なども有効です。</p> <p>② 理解できているか頻繁に確認してください。 二つのことを同時にしようとするとう混乱するので、何かを頼むときは、一つずつ、ゆっくり、示しましょう。また、対応する際は、相手をあわてさせたりしないように、ゆったりとした感じで待ってください。</p> <p>③ 多くの課題は避け、具体的に説明してください。 物事の優先順位を決められないときには、あいまいな指示は避け、具体的に説明しましょう。 準備や手順は、紙に書いて説明した方がよい場合もあります。</p> <p>④ 指摘はしても、責めたりしないでください。 我慢や感情を抑えることができないため、ささいなことで怒ったりすることもあります。また、脳疲労により、疲れやすい傾向があります。 イライラする原因になることは、避けましょう。</p> <p>3 高次脳機能障害者に対して配慮するポイント</p> <p>① 約束などは、メモやカレンダーを活用してください。 記憶障害のために、口頭の説明だけでは忘れてしまう場合があります。説明の際に文字など視覚的なものを用いて説明し、大事な約束や事柄は、メモを渡すなど本人が後で確認できる方法で伝えることが必要です。</p> <p>② 気が散りやすい様子なら、環境刺激や情報を少なくしてください。 騒々しいところで対応すると、周囲の音や動きで物事に集中できずに、話の内容が理解できない、自分の考えもまとまらないというような状態になることがあります。</p>

障害種別	考え方	ポイント・事例
		<p>③ 感情のコントロールが不得意な人には、静かな場所や落ち着ける時間を作ってください。 感情が爆発してしまうと、それ以上情報が入らなくなるので、疲労やいらいらする様子がみられたら、話題を変えたり、一休みして気分転換を促すようにします。</p> <p>④ メモや地図などを携帯していないか本人に確認してください。 口頭で用件をうまく説明できない人の中には、メモや携帯電話を活用していることがあります。また、道順を忘れることもあるため、地図を携帯していることもあります。いずれも持参していること自体を忘れていることもあるため、本人に携帯していないか確認することで思い出すことがあります。</p> <p>⑤ 必要な場合は、家族にも伝えるようにしてください。 重要なことを伝えるときは、家族がいる方には、症状によって本人の同意を得て、家族にも伝えるようにしてください。</p>
難病に起因する障害	<p>1 難病とは 難病とは、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれのある疾病で、慢性的経過をたどり、本人や家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい疾病です。 平成25年4月から障害児・者の範囲に、難病が加わり、障害福祉サービス等の対象となりました。</p> <p>2 難病に起因する障害をお持ちの方に必要な配慮 多くの様々な疾病によりその特性が異なります。また、常に医療的対応を必要とするものが多く、病態や障害の変化に応じた対応をすることが重要です。</p>	<p>1 難病に起因する障害をお持ちの方に対して配慮するポイント 基本的には自然体で対応して頂くことが大事です。病態や障害の変化によっては排泄の問題、疲れやすさ、関節の痛み等状態の変動に応じ、対応の時間や場所の選定について、本人の希望や状態に応じた対応を検討するようにしてください。</p>

別紙1（要領第5条第6項関係）

不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

1 不当な差別的取扱いについて

（1）不当な差別に当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し又は対応の順序を後回しにすること。
- ・ 資料の送付（事前の送付も含む）、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- ・ 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- ・ 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- ・ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

（2）不当な差別に当たらない具体例

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用者に障害の状況等を確認すること。
- ・ 障害のある児童生徒等のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

2 合理的配慮について

合理的配慮を行うに当たっては、職員一人一人が障害の特性や基本的な対応について正しく理解しておくことが基本となる。障害種に応じた合理的配慮の考え方及びポイント・事例は、本県教育委員会職員の対応要領の別表（Ⅱ－6 関係）を参照するなどし、理解に努めること。

学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等における合理的配慮は以下の事例にのみ限られるものではなく、事例を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて柔軟に対応しなくてはならない。

（1）物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

①主として物理的環境への配慮に関するもの

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、当該施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内情報を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示器等を用意したりすること。

- ・ 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。また、土足禁止のフロアでは、シートを敷くなどして車椅子が利用できるようにすること。
- ・ 視覚に障害のある方、車椅子利用者、歩行に困難のある方の移動を妨げないために、廊下や手すり近くに物を置かないこと。
- ・ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させたり、衝立を設けたりして臨時の休憩スペースを設けること。
- ・ 移動に困難のある児童生徒等のために、送迎用駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所やトイレの近い場所等に変更したりすること。
- ・ 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

②主として人的支援の配慮に関するもの

- ・ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害者の希望を聞いたりすること。
- ・ 災害時、避難に困難を生じる障害者に対し、施設の職員が直接安全な場所まで誘導すること。
- ・ 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- ・ 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、文字盤の使用、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。また、そのような配慮を行うことを表示すること。
- ・ 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- ・ 知的障害のある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使

うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認すること。

- ・ 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- ・ 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・ 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、職員や教員、支援員等が必要書類の代筆を行うこと。
- ・ 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- ・ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- ・ 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、本人の希望を聞きながら、黒板に近い席等を確保すること。
- ・ スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること。
- ・ 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、代筆等を許可すること。
- ・ 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- ・ 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、座席の配置について配慮したりすること。
- ・ 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- ・ 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- ・ 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- ・ 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生

徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。

- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。
- 理科の実験などでグループ活動ができない児童生徒等や、実験の手順や薬品を混同するなど、作業が危険な児童生徒等に対し、個別の実験時間や実習課題等を設定すること。

分野別の留意点

学校教育分野

1 総論

障害者の権利に関する条約のうち、教育分野について規定した第 24 条は、教育についての障害者の権利を認めることを明言し、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、障害者を包容する教育制度）及び生涯学習の確保を締約国に求めている。

これらは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

障害者基本法においては、第 4 条第 1 項において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と、また、同条第 2 項において「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とされている。

さらに、国及び地方公共団体は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 4 条第 2 項において「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とされているほか、障害者基本法第 16 条第 1 項において「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とされている。

学校教育分野においては、これらの規定も踏まえて権利条約等への対応のための取組が進められており、合理的配慮等の考え方も、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成 24 年 7 月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「報告」という。）に示されている。

なお、この報告に示された考え方は、特別支援教育全体に関するものであり、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けて行う合理的配慮の提供にとどまらず、これらに基づく取組を推進することにより、当該意思の表明がない場合にも、適切と思われる配慮に関する建設的対話を働きかけるなどの自主的な取組も推進され、自ら意思を表明することが必ずしも容易ではない児童生徒等も差別を受けることのない環境の醸成につながることを期待される。

2 合理的配慮に関する留意点

障害のある幼児、児童及び生徒に対する合理的配慮の提供については、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当である。具体的には、主として以下の点に留意する。

- (1) 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第 24 条第 1 項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- (2) 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）をいう。以下同じ。）及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。
- (3) 合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- (4) 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要である。
- (5) 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要である。

なお、学校教育分野において、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましい。具体的には、保護者と連携し、プライバシーにも留意しつつ、地方公共団体が実施する乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況、就学相談の内容を参考とすること、後述する校内委員会において幼児及び児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられる。

3 合理的配慮の具体例

別紙1のほか、報告において整理された合理的配慮の観点や障害種別の例及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」も参考とすることが効果的である。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

4 相談体制の整備に関する留意点

学校教育法第81条第1項の規定により、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育を実施することとされている。

学校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

（1）特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、4（2）に述べる校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努める。

（2）特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児、児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教諭、対象の幼児、児童及び生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者などで構成する。

学校においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を最初に受け付けることが想定される。各学校は、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、設置者である県が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

5 研修・啓発に関する留意点

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）は、地域住民等に対する啓発活動として、「障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である」としている。

この周知・啓発において学校教育が果たす役割は大きく、例えば、障害者基本法第16条第3項にも規定されている障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒の交流及び共同学習は、障害のない幼児、児童及び生徒が障害のある幼児、児童及び生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場である。また、障害のある幼児、児童及び生徒の保護者、障害のない幼児、児童及び生徒の保護者ともに、このような学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができる。

学校においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児、児童及び生徒の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めることが重要である。

スポーツ・文化芸術分野

スポーツ分野については、スポーツ基本法第2条第5項において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定されている。スポーツに関する施設及び事業の実施においては、障害の有無にかかわらず誰もが楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境を整備し、障害者がスポーツに参加する機会の拡充を図るとの基本的な考え方を踏まえて対応することが適当である。

文化芸術分野について、文化芸術振興基本法の前文は、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的な施策を推進していくことが不可欠である」との理念を掲げている。文化芸術に関する施設及び事業の実施においては、この理念に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要である。

具体的には、以下の点に留意する。

- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や必要な支援、活動内容等に応じて決定されるものである。本人・保護者等とよく相談し、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。
- 障害者が使用する用具等が施設の管理・維持に与える影響の程度については、具体的場面や状況により異なるものであるため、当該場面や状況に応じて、柔軟に対応することが重要である。

【相談窓口の体制】

窓 口	総務課	文化財保護課	社会教育課	高校教育課	義務教育課	体育スポーツ健康課
内 容	本庁及び教育事務所における障害を理由とする差別に関する相談	九州歴史資料館及び3分館(※1)における障害を理由とする差別に関する相談	社会教育施設(※2)における障害を理由とする差別に関する相談	県立中・中等教育・高等学校及び県教育センターにおける障害を理由とする差別に関する相談	県立特別支援学校における障害を理由とする差別に関する相談	体育施設(※3)における障害を理由とする差別に関する相談
対 象	障害者及びその家族その他の関係者					
場 所	福岡県庁行政棟4階南棟	福岡県庁行政棟4階南棟	福岡県庁行政棟4階北棟	福岡県庁行政棟4階北棟	福岡県庁行政棟4階北棟	福岡県庁行政棟4階南棟
住 所	〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号					
電 話	092-643-3857 (FAX:092-632-5064)	092-643-3874 (FAX:092-643-3878)	092-643-3886 (FAX:092-643-3889)	092-643-3903 (FAX:092-643-3906)	092-643-3914 (FAX:092-643-3912)	092-643-3921 (FAX:092-643-3926)
電子メール	ksomu3@pref.fukuoka.lg.jp	kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp	ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp	kkokyo@pref.fukuoka.lg.jp	kgikyo@pref.fukuoka.lg.jp	ksports@pref.fukuoka.lg.jp
受付時間	9時00分～17時00分					

※1 求菩提資料館、甘木歴史資料館、柳川古文書館

※2 県立美術館、県立図書館、県立社会教育総合センター、県立英彦山青年の家、県立少年自然の家「玄海の家」、県立社会教育総合センター少年自然の家、県立ふれあいの家、夜須高原野外活動センター、県青少年科学館

※3 福岡県体育研究所、県立スポーツ科学情報センター、県立総合プール、県馬術競技場、県立総合射撃場、久留米総合スポーツセンター